

第210回長野県私立学校審議会議事録

- 【日 時】 令和3年10月21日（木） 13時30分から16時53分まで
【場 所】 長野県庁西庁舎108号会議室（オンライン会議）
【出席者】 児島則夫会長、浅輪佳代子委員、石澤裕治委員
（オンライン出席者）
小林浩委員、窪田英一委員、内川小百合委員、金山美和子委員、
戸枝智子委員、西片紀美子委員、平林倫子委員、百瀬真希委員、
鷲澤文治委員

1 開 会

- 事務局（熊谷補佐）
（説明）

2 あいさつ

- 中坪県民文化部長
（あいさつ）

- 事務局（熊谷補佐）
（説明）

3 会議事項

- 事務局（熊谷補佐）

それでは会議事項に入りたいと思います。

本日の会議は、委員定数12名のところ12名全員の皆様が出席されており、本審議会運営規則第4条の規定による過半数の要件を満たし、成立しておりますことを御報告いたします。

なお、議事進行ですが、議長は会長があたることになっておりますので、これより議事の進行を交代いたします。

- 議長（児島会長）

はい。それでは議事に入らせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

本日の会議事項につきましては、お手元に配付されております会議事項のとおりでございます。

また、本日の議事録署名人は、小林委員と浅輪委員にお願いいたします。

なお、会議が長時間にわたりますので適宜休憩を入れさせていただきたいと思います。

では始めに会議事項 1 の諮問事項を議題とさせていただきます。

お手元に諮問事項という資料も配付されておりますが、今回、長野県知事から私立中学校の設置など 19 件が諮問されております。この諮問事項の順に従いまして審議をお願いいたします。

大日向中学校

○議長（児島会長）

最初に諮問事項の私立中学校の設置の二次審査を議題とさせていただきます。

資料 1 の「大日向中学校について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（小池課長）

こんにちは。私学振興課長の小池広益です。今年もよろしくお願いいたします。

それでは資料 1 の「大日向中学校について」、御説明をいたします。

これに先立ちまして、いろいろ資料をお送りしておりますが、差し替え等が発生いたしまして大変申し訳ありませんでした。お手数をおかけいたしました。

これから御説明いたします、大日向中学校など新設校の審査に当たりましては一次審査として設置の趣旨、それから教育内容などの概要について審査をいただき、その後、二次審査として建物の状況等を委員の現地調査を踏まえまして審査いただくという段取りになってございます。

こちらの大日向中学校は、昨年度、一次審査で承認いただきましたので、現在校舎の建設中であります。小林委員にも御足労いただきまして、現地調査をいたしましたので後ほど小林委員に報告いただきますが、今回が二次審査ということでございます。

資料に沿ってご説明いたしますが、まず設置の趣意でありますけれども、お手数ですが 7 ページをお開きください。

「設置趣意書」、これは昨年と変更はございませんが大事なところになりますので要点を拾い読みさせていただきます。

学校の建学の精神が 1 行目、2 行目に記載のとおり、「誰もが、豊かに、そして幸せに生きることができる世界をつくる」というもので、そのもとに「自立する」「共に生きる」「世界に目を向ける」児童生徒の育成を目指すというものであります。

学校の設立に至った背景でございますが、3 段落目ですけど、「イエナプラン教育をもとに、義務教育のための学校を設立したい」ということで、平成 31 年 4 月に大日向小学校を開校されております。

その後、そこから下の方を見ていただきますと、「大日向小学校での実践を振り返っても、イエナプラン教育の中で積み重ねられてきたこと」と、「日本の教育が積み重ねてきたことを融合する」ということで、中学校においても新たな価値を提供したいということでもあります。

現に佐久穂町にあります大日向小学校と継続する中学校を整え、公教育における選択肢を増やすという意義を持つというものであります。

次に小学校の現況につきまして13ページをお開きください。

例年、新設後3年までにつきましては御報告しているところですが、今回コロナ等もありまして、現地調査ができないでおります。12月の段階でまた御報告をいたしますが、大日向小学校につきましては、中学校の開設と密接に関わりますので、ここで御報告をさせていただきます。

大日向小の概況は枠の中に記載のとおりですが、現在、学則定員180名に対しまして127人が在籍をしております。児童の状況ですが、令和元年の開校から、児童数合計の人数は70人、令和2年は112人、令和3年は127人ということであります。

そのうち、新たな入学生は、1年生はもちろんですけれども、定員の中に空きがありますのでその分は転入生を受け入れるということで、今年度の入学生、転入生は●人あります。●人のうち、出願時点の出身地で見ますと、●●以上が県外の出身の方ということであります。

小学校について、入学説明会を既に実施しておりますけれども、この記載のとおり●●組以上の申し込みがあって、●割以上の方が実際にオンラインでの説明会に参加しておりますので、今後も入学者は堅調に推移すると見込んでいるようであります。

それからイェナプラン教育、これも昨年度御報告したところですが、児童が自分で計画を立ててそれに沿った形で学習を進めるという、自主性を生かしたこと。それから学習単位は 上学年・下学年という異年齢集団で行うことが多い。それから教科横断的なワールドオリエンテーションという時間を設けているというものであります。

教員につきましても生徒数の増に合わせて増員を図ってきております。大日向小学校の状況は以上のとおりであります。

本題であります中学校の設立に関する説明をいたしますので、資料の1ページへお戻りください。

「学校概要」であります。位置は大日向小学校と同じ敷地に設置する予定で、開設時期は令和4年4月1日、設置者は学校法人茂来学園で、大日向小学校と同じであります。校長予定者は、学校法人の理事長であります中正雄一氏の予定であります。

なお、昨年度の申請時には小学校の校長でありました桑原氏を予定しておりましたが、●●で退職をされたため、理事長が校長となる予定であります。

学級編制等ありますが、中学校の設置基準によりますと、一学級40人以下であります。こちらの学校につきましては、大日向小学校と同様に1学級30人を定員として設定するものであります。学校の開設が認められた後は、こちらも学年進行で1年生から入学させていくのではなく、開校時に1～3年生まですべての入学生を迎えるということをご予定しております。

右下に「参考2」とありますが、現にいる大日向小学校の6年生が●人、それからフリースクールとして中学生年代の生徒がこちらで学んでおりますが、中1、中2と記載のとおり●人、●人が学んでおりますので、こちらの人数が基本的には中学校に移ってくる。ここをベースに大日向小以外からの進学を見込んでおります。「参考1」のところで、令和4年度の1年生が●人、2年生と3年生合わせまして、●人でスタート

するという見込みであります。

2 ページですが、「教職員組織」になりますが、先ほども申しましたとおり、校長先生が法人の理事長ということで、常駐はできない、週 2 回程度佐久穂町にいるという想定であります。常駐はできないものですから、危機管理上、またあらゆる対外的なもの、それから校内の意思決定を行うために、副校長を置くという予定で考えております。副校長を置いた場合には教頭を置かないことも可能ですので、副校長を 1 人置く設定を考えております。

「教育課程」は学習指導要領の時間どおりであります。教員の配置の予定を拝見しますと、現在想定している人数、免許で中学校に必要な科目、時間数は確保できるということでございます。教員 A、講師 C と書いてありますが、教員は全部で 6 人、講師は A から D の 4 人です。それぞれの所有免許を当てはめてみますと教育課程表のとおりでございます。

「校地」は小学校との併設ですので、御覧のとおり。「校舎」につきましては、表中、申請時と今年度の状況を分けてございますが、中学校の校舎を建設中で、去年の審議会で男子トイレの大部分がちょっと少ないのではないかという御指摘もありましたので、学校の方で設計を見直しまして、男子の大部分を 1 か所から 2 か所に変更しております。その部分で少し面積が増えていたり、学校評議員さんの意見でバリアフリー対応もした方がいいということもあり、エレベーターの設置もしております。そのような関係で若干設計を見直したことから去年の申請時と面積が変わっております。また、一部特別教室等を中心に既存小学校の校舎も活用するというところで表のとおりでございます。

4 ページを見ていただきまして、「新校舎の整備状況」でございますが、長野県の設置基準では開設前の審議会の時点でおおむね 8 割の工程が完了しているという基準を設けております。校舎の現地確認をした時点で、事業者さんも交えてお話をお聞きしましたが、12 月 19 日の完成予定の工程で、9 月の時点で予定どおり進んでおります。工程表の中での進捗率はその時点で 55%、9 月末ですと 56%でありましたので、計算式を記載しておりますけれども、新校舎と既存校舎小学校の校舎の活用部分を合わせますと 89%できていると判断できますので、審査基準上も問題ないことを確認しております。

(6) の「校具、教具」などは御覧のとおりです。

4 にお移りいただきまして、「開設費」につきましては、基本的には理事長からの寄付により賄うというものであります。5 ページにお移りいただきまして、「授業料等」につきまして一部変更がございまして、先ほど申し上げたとおり、エレベーター等を設置したり、浄化槽が必要だということで、施設の管理費について見直しをしておりましたり、入学検定料、それから教育活動費についても学校の経営も考えて金額の設定をし直したというところでございます。

「収支計画」は 6 に記載のとおりです。開設後 2 年分の収支計画であります。理事長からの寄付も入ったりして、学校がスタートいたしますので、単年度の収支は●●●がたちます。将来的には生徒の定員が埋まってきますと、学校としての経営が自立して

回っていけるという見込みであります。

設立に必要な自己資金を初年度の経常経費から算定した必要額は満たしています。

佐久穂町からの意見書は昨年もお話をしておりますけれども、別の綴りにつけておりますので、かいつまんで申しますと、初中等教育の選択肢を増やすということに繋がりますし、入学に伴って転入者が増えてくるということは町の活性化にもつながるということで、多様性ある社会の構築に繋がる学校であることへの期待とともに、学校の設立に異議はないという御意見をいただいております。

私の方からの説明は以上であります。

小林委員からも報告をいただきますので、その御意見を踏まえた上で、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（児島会長）

はい。ただいま課長さんの方からご説明いただいたわけですが、この事案につきましては、ただいまお話ありましたとおり、小林委員さんに現地調査を行っていたいております。小林委員さん、御報告をお願いいたします。

○小林委員

はい。それではご報告いたします。

去る9月21日火曜日に私学振興課小池課長をはじめ、事務局の先生方と大日向中学校開設に向けた準備状況について現地調査を行いました。

学校法人茂来学園中川理事、大日向小学校宅明教頭先生より新設予定の中学校で行う教育内容の概要や校舎建設の進捗状況さらには今後の学校運営等について聞き取りを行いました。

初めに立地に関してです。来年4月開校予定の大日向中学校は平成31年4月に開校した大日向小学校と同一敷地内に設置予定となっております。小学校、中学校ともに中部横断道佐久穂インターチェンジから国道299号で10分ほど車を走らせた佐久穂町大日向地区に位置しております。後段申し上げますが、先ほども事務局からありましたとおりに、現在、大日向小学校に学ぶ児童数は127名となっております。アクセスの面での不利や全国的な少子化の波にも関わらず127名という児童数は素晴らしい教育を実践されていることの証ではないかなと考えます。

この教育実践の成果がイエナプランを行う中学校の開設を強力に推し進めている原動力ともなっていると考えます。

周りには自然豊かな風景が広がり、南に信州百名山の一つでもある茂来山があります。この茂来山から茂来学園という名前を取ったと思います。十国峠を越えますと、群馬県上野村という位置関係になっています。どちらかと言えば立地は不便というくくりの中に入るように思います。

次に、教育内容についてです。新設予定の中学校は小学校と同じイエナプランという教育手法を採用します。イエナプランを特徴付けているものは異年齢からなるクラス編

成で、会話、遊び、仕事や学習、催しの四つを基本とする教育であります。そしてこの教育活動の大きな柱は個別学習と協働学習であります。個別学習とは、この学校では「ブロックアワー」と呼ばれていますが、一般の中学校でいう各教科の学習のことです。学習指導要領に則して、教師が生徒一人一人に課題を提示し、それを受けて生徒自身が自ら学習計画を立てて自ら実行するというものです。

次に協力して働くと書く、協働学習についてはこの学校では「ワールドオリエンテーション」と呼ばれています。教科横断型の学習形態で、探究的な学びを行うというものです。無論この協働学習における個々の取り組みも学習指導要領を十二分にくみ取った内容となっております。この学習の実際は生徒自らが問いを持ち、仲間や地域の方々との触れ合いや話し合い、さらには調査研究を通して探究し、その探究の成果を発表するというものです。まさに複数の者たちが共通の目標を共有し、ともに力を合わせて活動する協働ということになります。

外国語の教育につきましては英語を採用され、外国籍の方々と対面、あるいはオンラインで会話をし、生徒の意欲を高めながら、使える英語教育を重視するとのことでした。また中学校の出口、つまり高校進学という進路保障については、いわゆる入試対策に特化することなく、個々の進路希望を叶えるべく、手厚い支援を行うということでした。

一つだけ懸念することがあるとすれば、イエナプランに代表される自主的自立的なオルタナティブ教育の中で学んできた児童生徒が全日制普通科に代表される高校の学習スタイルにすんなり馴染むことができるだろうかという点です。公立私立を問わず高等学校でも生徒の自発的な学習に重きが置かれ、PCを駆使した問題解決などの学習が行われてはいますが、その一方で、まだまだ旧態依然とした一斉授業も行われているからです。それが懸念材料です。

次に校舎を含めた施設です。中学生の学びのために現在新校舎を建築中であり、中学校専用の普通教室と技術室並びに図書館を整備します。また、音楽室などの特別教室や体育館、食堂は小学校と共用となります。加えて昨年の審議会で委員から御指摘があった男子トイレの大便器数の少なさについては1つから2つに数を増やしたことを確認いたしました。

新校舎にはエレベーターや多目的トイレを設置し、同時にバリアフリー化にも心を砕いている様子を確認できました。新校舎は12月完成予定となっており、概ね工程どおりの進捗状況でした。現地確認時に秋から冬にかけ、急に暗くなる懸念をお伝えしたところ、外灯を設置予定であるとの御回答を受けました。

次に入学者数の見込みについてです。現在、大日向小学校に籍を置く児童は127名となっております。そのうち約76%の児童は県外からの移住者の家庭のお子さんとお聞きをしました。中学校開設に当たっては、その大票田となる大日向小学校からの進学者はおよそ14名。現在大日向小学校6年生の児童のうちおよそ14名が大日向中学校に進むということです。また、現在、大日向小学校を卒業し、近隣の公立中学校に籍を置きながら、別の教育機関で学ぶいわゆるフリースクールという形式で学んでいる生徒が中学校1年生と2年生計●名おられます。義務教育ですので必ずどこかに在籍しなけ

ればいけないので、近くの公立中に在籍をしていながら別の教育機関、つまり大日向小学校の空き教室で、中学 1 年生と 2 年生計●名のお子さんたちは現在、学んでおります。そういう彼らも大日向中学校開設の暁には新 2 年生、新 3 年生として学ぶことになると思います。加えて、外部からの進学者見込みは●名となっているとお聞きをしました。ということは初年度、中学校 1 年生から 3 年生までで生徒計約●名程度のスクールサイズとなる中学校となる見込みです。

中学校の説明会を 10 月から 11 月にかけて実施予定であると伺いました。現在大日向小学校に籍を置く児童の家庭の多くが県外からの移住者であり、町内の公立小学校との競合はほぼ皆無となっており、中学校も小学校同様に在校生の保護者は県外からの移住者となる見込みなので、地元の公立中学校への影響はほぼ皆無であると考えます。

入学試験は作文と面接を予定しており、自分と他者の学びに対する意識・意欲を問うとのことでした。

続いて教職員組織についてです。小学校開設時より、その中核となって御活躍されてきた桑原校長先生が●●で●●となりましたので、小学校、中学校ともに中正理事長が理事長職と校長職を兼務することになります。しかし現在中正理事長は週 2 回程度、東京より佐久穂町に足を運ばれて、現場で児童たちと触れ合っておられますが、緊急時などの場面でまた、現場での迅速な意思決定を行うためにも副校長を配置するとのことでした。副校長を置くことで、地域の校長会へのコンスタントな代理出席が可能となります。教頭職が校長会に出ることはできません。特に佐久地域では、長野県下では他に類を見ない高等学校、中学校、小学校、特別支援学校の各校長が一堂に介する校長会がありますので、公立私立の垣根を越えて、校長同士が人間関係を構築することは有意義なことであると考えます。

最後に来年 4 月から新たな中学校として生徒を受入れる体制が整っていることを確認いたしました。現地調査報告は以上であります。

○議長（児島会長）

はい。ただいまの事務局からの説明及び小林委員さんからの現地調査の結果について御説明をいただいたわけですが、これにつきまして御意見、御質問等ございましたら御発言をお願いいたします。

はい、お願いします。

○石澤委員

二つほど事務局にお聞きしたいことがあります。よろしいでしょうか。

13 ページに大日方小学校の状況等の表がございますけれども、令和 2 年度から 3 年度に進級した児童の数字を見ますと、令和 2 年度の 1 年生から 5 年生が、令和 3 年度の 2 年生から 6 年生に一学年移行した数字に関して言えることは、今年度新たに入った●人がおりますけれども、それを差し引いた場合に、●人の生徒が減っているんですね。これは令和 2 年度の人数に対する率でいうと●●%の児童が何らかの事情で退学し

ているという状況がわかり気になっております。何か理由を承知されていますでしょうか。それが一つ目の質問です。

○議長（児島会長）

はい。よろしいでしょうか。

○事務局（小池課長）

私学振興課からお答えいたしますが、個々の生徒さんの事情について、個別に聞いたわけではありませんが、今石澤委員さんおっしゃった見方で基本的にはよろしいかと思えます。

総論で伺っているのは、移住されてきた方の親御さんの都合が結構あって、佐久地域で暮らしている中で、どうしてもその暮らしが合わないということで、戻ってしまう方もいるということは聞いていました。ただ退学したすべての児童の行き先までは聞いていませんが、そういった事情もあるということは聞いています。

○石澤委員

今、小林委員から今後の開校に向けての見通しについてお話しがあったわけですが、1ページの今後の人数の予測のところですね、令和4年度につきましては今の説明で理解ができたのですが、令和5年度の新1年生というところで見ますと、今の小学校5年生の●人というのが核になると思うんですね。

当然辞める可能性もある、そこに新たに入ってくる生徒がいて、●人という、その見通しが、見方によっては楽観的ではないのかという印象を受けます。私学は人数がいないと成り立ちませんので、さっき小学校の児童が途中でいろんな事情で辞めざるを得ないという背景も学校としては十分対応されていると思えますけれども、新しい1年生を迎えるにあたってのその辺の背景の把握をされ、健全運営に努めていただきたいと思えます。

○事務局（小池課長）

生徒の確保にしっかり取り組んでくださいという御意見だと思います。中学校の入学説明会もしてなくて、してない段階でも問い合わせが●件ありましたということでそのうち、●●ぐらいは入学するのではないかという見込みです。来年以降、確かに●人というのが、楽観すぎないかという御意見だったと思います。今後学校説明会をやって、今年の説明会、来年の説明会で入ってくる生徒をさらに掘り起こすことになってくると思いますので、学校とすればこれから説明会をしっかりやって入学者の確保を図りたいとのことのようにございます。

○議長（児島会長）

石澤委員よろしいでしょうか。

はい。それ以外に何か御意見等ございましたらお願いをいたしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

今石澤委員さんから出されたことにつきましては事務局の方でまた申請者に指示をお願いいたしたいと思います。

他に特に御意見等ございませんでしょうか。なければ、大日向中学校の設置につきまして、認可して差し支えない旨答申することとしてしたいと思いますがよろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○議長（児島会長）

はい、ありがとうございます。

それでは認可して差し支えない旨答申することとさせていただきます。

インターナショナルスクールオブ長野小学部

○議長（児島会長）

続きまして、諮問事項の私立小学校の設置の一次審査を議題とさせていただきます。

資料2の「インターナショナルスクールオブ長野小学部について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（小池課長）

資料2をお開きください。

私立小学校の設置の今回は一次審査であります。

一次審査で了ということであれば、御意見等踏まえまして、今後、建物の改修に入り二次審査を行う予定となっております。

設置の趣意であります、お手数ですが別冊綴りの10ページをお開きください。

この小学校は、インターナショナルスクールオブ長野小学部、略称として「ISN」と称しておりますが、「世界水準の視野で生きる力を育てる国際教育」を提供することを目的として、現在はいわゆる一条校ではなく、私塾として活動しておりまして、2017年から国際バカロレアのPYP、プライマリー・イヤーズ・プログラムを提供するインターナショナルスクールであります。

現在は、松本市を中心としてフリースクールとして活動しておりますが、幼稚園から中学校までの年代の約260名の生徒がキャンパスで学んでいます。

学校のこれからの学び、2番でありまして、3本の柱を立てております。1点目が、長野県の地方都市、松本市に設置し、地域と連携して学ぶ、ということ。2点目は、英語を中心とした多文化多言語の学びを行う。一方で、日本語による教科学習も、もちろん行うというもの。それから3点目は、学校も子どもたちも地域と連携・協働する、と

いうことであります。

建学の精神として、3番ですが、目的、Our goal であります、全ての子ども達に世界で活躍できる知識、スキル、態度を与えること。目標として目覚ましい変化を続ける社会で、調和をもって生きるための能力を高めるということ。それから、学びとは人と人とを繋ぐこと、学ぶことができる機会は、どの瞬間にもあるということ。それから、これからの子どもたち自身が学びの舵をとるということでもあります。

こういった私塾、フリースクールとして活動はしておりますけれども、一条校として設置する必要性として、長野県にいわゆる公教育としての新しい選択肢を創るということを考えております。

1ページにお戻りいただきまして、設置の趣意は先ほどのとおりであります、「学校概要」といたしまして、(2) 名称は記載のとおり。

(3) 位置であります、松本市五常、これは旧四賀村にあたりますが、その旧五常小学校の校舎を活用するものであります。開設時期は令和4年4月1日、設置者はこれから二次審査と合わせてお諮りいたしますが、学校法人インターナショナルスクールオブ長野を設立いたしまして、理事長予定者は記載の栗林理恵さん、それから校長予定者も同氏であります。

参考といたしまして、現在、先ほどの設置趣意書に記載のとおり、今フリースクールとして活動しております学校は、合同会社 WIP が運営しておりますが、そこは国際バカロレアの認定校となっております。

2ページにお移りいただきますと、現在、フリースクール、私塾としての活動状況、生徒の在籍状況ですが、上が幼稚園年代、下にいくほど小・中学校年代の子どもたちであります。松本の島内キャンパスが一番大きくて●人で幼・小・中ということでもあります。記載してありますが、南松本と島内のキャンパスの幼稚園年代の子どもたちは、地方裁量型認定こども園という位置付けになってございます。

それから「3 編制、施設・設備」であります、収容定員は1学級40人が基準となっておりますけれども、1学年1学級で定員25名、6学年で150人の学校規模を考えてございます。学校が設立認可された後は、1年生からではなくて、全ての学年の入学者を認めるという方針であります。上の ISN 各キャンパスの概要というところにある、例えば5歳児、それから小学校1年生から5年生までの子どもが、全員ではないですけれども相当数が移ってくるという見込みのもとに、そこへプラスアルファも考えておりますけれども、基本的には現在のフリースクールの児童が移ってくる想定で、生徒数の見込みを立てております。令和4年度の開設年度は●人、令和6年の時点で●人ということで、徐々に1年生からのせり上がりもきますと、学年の定員が埋まってくるという想定であります。

3ページにお移りいただきまして、「(2) 教職員組織」は令和4年度の開設時には教諭7人、助教諭、これは外国人の方で臨時免許を申請中ではありますが、この方々で学校を立ち上げるということで、教諭の●人のうち●人は●●の●●を持っておられて、もう●人の方は●●の●●を持っておりますので、小学校の教壇に立てるということを確認

認しております。

「(3) 教育課程」は、敢えて小学校の学習指導要領との違いを表示しておりますが、申請書についている学則案は学習指導要領どおりであります。実際には今後、二次審査に向けて計画の詰めをしまいいりますけれども、現段階での計画を聞き取ったものを上段にあえて記載しております。そうしますと、学習指導要領にプラスして、かなりの時間を設定しております。とりわけその右側の方にあります、小学校低学年でいうと「探究」とか、総合的な学習等、それぞれの科目で学習指導要領以上に授業をやる、ということでもあります。実際、二次審査に向けて学則にどこまでどう書くかというのは、学校と我々とで再度詰めたいと考えておりますが、実際の運用はこのようにやるという計画であります。

4 ページにお移りいただきまして、「(4) 校地」は、先ほど申しました旧五常小学校をお借りしますので、松本市から賃貸借の予定であります。運動場が学校設置基準上必要になってまいりますので、屋外運動場は用意しております。

5 ページにお移りいただきまして、「(5) 校舎」であります。ここも、一次審査で了とされましたら二次審査前に現地調査をして確認をいたしますけれども、松本市から賃貸予定の旧五常小学校の校舎を主には活用し、改修して使うということでもあります。ただ、体育館が耐震の関係で使えませんので、車で 10 分程度の場所にあります松本市の四賀体育館を平日の昼間は優先的に使えるということで、地元、それから市と書面で了解をいただいているということです。体育館は本校にはないけれど、使える状態のものが近隣にあるということでもあります。

6 ページにお移りいただきまして、「(6) 校具、教具、図書及び備品」は計画でいきますと 4 か年にわたって取得をしまいいりますが、基本的には先ほどの設立代表者の経営する会社からの寄付で賄っていく、ということと考えておりまして、6 ページの 4 にありますとおり、●●●が開設費の主な財源となっております。

「5 授業料等」であります。授業料は月額 10 万 6,000 円、年額でいきますと 127 万 2,000 円が授業料であります。2 人以上兄弟で在籍していたり、あと世帯収入で、若干の減額措置は設ける予定であります。弁当は御希望の方に提供するということですが、給食としてはないので給食費というものは無いということでもあります。

ちなみに、授業料は他の私立小学校に比べてかなり高額な部類だと思っておりますが、実際に今、フリースクールとして活動している経費がこの金額で行っておりますので、そこから移行してくる保護者さんにとっては違和感のない金額であろうということでもあります。

「6 収支計画」であります。2 か年の計画を出していただいておりますけれども、4 年度よりも 2 年目の 5 年度の方が、実は収支差額が●●ですが、先生の給与単価が初年度はちょっと●●ありますが、5 年度から生徒も増えてくるということで、先生の負担も●●ことに鑑みて、若干、先生の給与を●●ということでもあります。また、自己資金については、御本人の残高証明で確認しております。

新しい学校ですので、松本市の御意見を伺っておりますが、お手数ですが、別冊の設

置申請書の写しの中の30ページをお開きください。

1段落目は、こちらのこれまでの取組を記載したのですが、2段落目からが松本市からの御意見であります。恵まれた自然環境の中で子どもたちが豊かな経験を重ねる、それから、国際バカロレアに準拠したプログラムを地方都市でも選択することが可能になる、ということで、旧四賀村の地域において、最終段落の下から3行目ですが、特色ある多様な学びの場を望む児童生徒の選択肢が広がり、四賀地区の活性化にもつながるということで、意見書はいただいております。

私からの説明は以上であります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（児島会長）

はい、ただいま小池課長さんの方から御説明をしていただいた訳であります。これにつきまして、御意見、御質問等ございましたら、御発言をお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

はい、どうぞ。小林委員さんお願いいたします。

○小林委員

お伺いしたいのですが、臥雲市長の意見書はよく分かるんですけども、例えば地元の松本地区の校長会で議題になっているのかどうか、設立するときに近隣の私学に不当に迷惑をかけないという審査基準があるんですけど。私どもの学校も、時々、地域の公立学校に御迷惑をおかけすることが実際あるんですね。そのことを踏まえて、例えば、地元の松本地区の小学校の校長会等々でどんな話し合いがされていて、その校長会も了としているのかどうか。そのあたり、公立のことは考えなくていいと言ったらそれはそうなんです。ただ、付き合っていくからにはその先生方ともうまくやることが必要なので、もしお分かりになれば、松本地区の小学校の校長会の雰囲気も教えていただければありがたいです。

○議長（児島会長）

ただいま小林委員さんから御質問があったわけですが、事務局の方、いかがでございましょうか。

○事務局（小池課長）

ありがたい御指摘いただきました。実際、校長会でどこまで説明をしてどういう反応かというのは把握しておりません、申し訳ありません。二次審査に向けて、間に合えば、その時までにお話をしたいと思います。

ただ、正式な文書でいただいているわけではないんですが、市の担当者と我々とのやりとりの中では、現在も松本市の小学校に在籍しながらフリースクールとしてこちらの学校に学んでいるというような、ある意味イレギュラーな状態になっているので、それが、今回こちらが一条校になることで、イレギュラーな状態がある意味、制度に則った

形に適正化されるっていうことは、ある意味好ましいと考えている向きは、教育委員会の担当者の感触としてありました。ただ、校長会等への説明、それから地元の説明会もこれから市と合同でやっていくということですので、地元住民の方々の御理解、それから教育活動への協力も必要ですので、そこらの状況は、これから再度確認したいと考えております。

○議長（児島会長）

この話は事務局の方で、校長会なり何なりに説明して、次回の二次審査のときにお話をいただけるというようなことでしょうか。

○事務局（小池課長）

二次審査でよろしければ、その時点で校長会とどうなっているかということは聞きますが、我々から校長会に説明するわけではないので、学校なり市の教育委員会にその旨の懸念は伝えます。

○議長（児島会長）

小林委員さん、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

○小林委員

だいたい分かったんですが、今、フリースクールに行っているということは、在籍は公立の小学校に籍は置いているんですね。その籍を置いているということは、いなくてもその児童を含んだ学級編成をみて、教員を配置しているんですね。今度、一条校になりますとその子が抜けるんですね。抜けるというと、例えば児童数が1人減ると、教員がいなくなることがあるという公立側のルールがあるわけで、そのあたりを私学だから完全に無視していいってわけでもないので、善処というか対処法がもしお分かりになれば、また後で結構なので教えていただければありがたいです。

○議長（児島会長）

では調べて、たぶん次回の審議会ということになるんだろうと思いますけれども、そのときに御説明ということでよろしいでしょうか。

○事務局（小池課長）

1つは、特定の松本の例えば島内キャンパスに通っていらっしゃる児童の元の籍がある学校が、特定の学校に偏ったりしていないかということは、すぐ調べます。例えば、松本市近辺の広いところへ散らばっていれば地元の公立小学校への影響は、皆無ではないけれど1校あたりへのインパクトというのは非常に少ないと考えておりますので、そういう意味で、島内キャンパスのフリースクールに通っていらっしゃるお子さんたちの現籍校を調べて、二次審査を待たずに調査できたところで委員さんの方々にお送りした

いと考えておりますが、それでよろしいですか。

○議長（児島会長）

よろしいですか。では他の委員さんも、最悪の場合でも、二次審査のときまでには報告をいただくと、それまでに報告することもあり得るということですが、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。それ以外、御意見、御質問等ございますでしょうか。内川委員さん、どうぞ。

○内川委員

松本市の四賀というのは、旧四賀村で結構市街から遠くて、公共のバスの便数が少ないところなんです。こちらの学校は、バスで例えば松本駅だとかからバスを出すということなんでしょうか。私の専門学校も四賀からの学生がいますけれども、一本逃すと次はお昼になっちゃうみたいで、そういうバスしかないんですね。そうしますと、通学に公共のバスなどを使うということがほとんど無理な地域です。便利な松本駅などへバスを回すということでしょうか。

○議長（児島会長）

よろしいでしょうか。お願いいたします。

○事務局（小池課長）

ありがとうございます、説明を完全に失念しておりまして、肝心なところでした。

登校手段は、スクールバスで、ISNの今の南松本キャンパス、それから松本駅、市内の今町通り、蟻ヶ崎、キッセイ文化ホール、明科駅を停留所として運行する予定であります。それからあと、保護者の方へのアンケートをすると、明科駅まで電車で来て、そこからバスに乗るという児童が多いようには聞いております。

○議長（児島会長）

内川委員さん、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それ以外、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それではご意見等ございませでしたら、インターナショナルスクールオブ長野小学部の設置につきまして、承認して差し支えない旨、答申することといたしますが、よろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○議長（児島会長）

はい。それでは承認して差し支えない旨、答申することとさせていただきます。

ステップ高等学校

○議長（児島会長）

続きまして、諮問事項の私立高等学校の設置の一次審査を議題とさせていただきます。

資料3の「ステップ高等学校について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（小池課長）

資料3であります。差し替えが発生いたしまして昨日メールしております。お手数ですがそちらのほうをお使ください。3ページ4ページが特に変わっております。

私立高等学校の新設の一次審査であります。この後、了であれば、施設の改修に入るというものであります。

学校は2の(2)にありますとおり、ステップ高等学校通信制課程の広域であります。

(3)教育区域は長野県のほか神奈川県、京都府。(4)位置は長野市信更の長野市立旧更府小学校を予定しております。こちらも路線バスのほかマイクロバスを学校と稲荷山駅の間に走らせて生徒の通学を確保するという予定であります。

(5)開設時期は来年の4月で、(6)設置者はこれも設立認可申請中ではありますが学校法人信州長野学園、これも二次審査にあわせてお諮りいたします。

それから校長先生は丹羽洋介氏で、現在学校法人光和学園が運営しております信州スポーツ医療福祉専門学校の校長先生を務めていらっしゃる方が併任をするということになります。

学校の規模は3であります。収容定員は240人です。それから2ページにお移りいただきまして、「(2)教職員組織」は教諭9名です。養護教諭のところは0ということで今確保には努めているところでありますが初年度には養護教諭は置けないということでありますので、代わりに看護師を配置するということとなります。高校の設置基準では「養護教諭は置くよう努めなければならない」ということなんです。我々としても努めるだけでなく必ず置いてほしいということは伝えて、代わりに看護師の配置、それから今後については養護教諭の確保に努めていくということを伺っております。先生の数は、生徒の増に合わせて年次的に増やしていく予定であります。

「(3)教育課程」は標準的な高校の教育課程となっております。

「校地」について、2ページの(4)(5)であります。校地校舎とも長野市から賃借の予定であります。元が小学校でありますので土地的には面積を確保できております。

「校舎」については、小学校サイズであります。独立校の面積基準は満たしておりますので、今後の改修については水回りなどの改修を行うということになります。

「校具、教具」は令和3年度中に購入いたします。机、椅子等は小学校のものを使えませんので、高校生に合わせたサイズのものをご購入する予定であります。

3ページ目の4です。「教育区域、面接指導施設及び収容定員」であります。長野県

を教育区域とする本校それから松本市に面接指導施設を置きます。それから神奈川県、京都府にもそれぞれ面接指導施設を置いて定員 240 人、生徒数の予測であります。希望的なのか、なんとも言い難いところもありますが、初年度は●人のスタートということになります。面接指導施設は記載のとおりであります。それぞれ本校は賃借、面接指導施設についても、神奈川は光和学園、京都については理事長さんの会社から賃借することになります。

4 ページにお移りいただいて「6 開設費」についてであります。先ほどの校具・備品等ではありますが授業料と寄付金で当初の立ち上げを行うというものであります。

授業料については記載のとおりでありまして、1 単位あたり 1 万 1,000 円ということで、参考として下の方に記載してございますけれども、総合コースと称する中に「在宅コース」それから「通学コース」、「ネットサポートコース」と大きく 3 コースを設定しておりますが、仮に年間 28 単位、ちょっとチャレンジングですが、履修した場合で試算いたしますと、総合コースは自宅学習を行いながらレポート学習をするコースですが、初年度は 59 万 8,000 円の納付金となります。

総合コースの通学コース、これは週 5 日登校するコース、それから、自宅学習に加えてネットサポートを受けながら年 2 回の集中スクーリングを行う方々は、初年度は 77 万 8,000 円の設定であります。

「8 収支計画」であります。4 年度、5 年度と、2 か年分を出していただいておりますけれども、2 年目がちょっと当年度収支で●●がたっております。これは生徒数の増に教員の増が追いついていないという、要は、先生の数に充実させる予定ですが、生徒がそこまでまだ充足しきってない状態なので、一時的には、こういった状態になってしまっていますが、将来的に生徒の充足が図れますと、この状態は解消するという見込みであります。

それから、最初の設置の趣意を申し上げるのを忘れていました。8 ページにお移りいただきますと、設置趣意であります。3 行目の終わりからですが、従来の比較的自由度の低い学びのシステムに対応できない子どもたちが増加傾向にあるということで、端的に申しますと、中学校での不登校経験のある子ども、それから高校での全日制での学びに対応できずに中退を余儀なくされる子どもたちに、これは 3 段落目くらいですが、多様な学び方や生き方を求める子どもたち一人ひとりが学ぶことのできる学校を設置したいという趣旨であります。教育内容の特徴としては、こういった場所でもありますので、体験的な学びとして、教科学習のみならず農業体験ですとか地域のボランティア体験などを取り入れて、地域との結びつきを大切にしたいという設置趣意であります。失礼いたしました、最初に申し上げるべきでした。

自己資金は確認をしております。

地元の長野市長の意見書につきましては、お手数ですが、申請書綴りの 39 ページ中ほどですけれども、長野市としても子どもたちに多様な学習環境の整備は必要であるので、学校設立の趣意には賛同する。最後の下から 3 行目ですが、個別最適化された学びの実現に向けた教育環境がさらに必要になってくるということで、公立学校・私立学校

が協調して役割を果たすことを望むというようなご意見をいただいております。施設については、今後、長野市と正式に契約をしていく予定であります。

説明は以上であります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（児島会長）

はい、ただいまステップ高等学校につきまして、事務局の方から説明をお願いしたわけですが、これにつきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いをいたしたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

どうぞ、お願いいたします。

○鷲澤委員

はい。今現在ですね、長野県内に通信制の学校がいくつあって、そこに通っている生徒がどのくらいいるのか。その中にまた新しくこういう通信制ができるというので、さっきちょっと数字が出ていましたけれど、2,000人とか、1,000人あたり42人いる不登校の生徒が、今、県内に拠点を置いている通信制の学校にどのくらい行っているのか、そういった数字がもし分かっているのであれば、ちょっと教えていただきたいということです。

それから新しくできる学校の競合がないから入っていくのか、もっとも増加するだろうと見込んでいるからやっているのか、ちょっとそのへんですね、需要と供給のバランスといいますか、ちょっとよく分かっていないんですが、お分かりの範囲でいいんですけど、教えていただきたい。

○議長（児島会長）

はい、お願いいたします。

○事務局（小池課長）

長野県の通信制高校の数、生徒数というお尋ねをいただきました。令和3年度の時点で、長野県に本校がある通信制が10校ございます。在籍の生徒数は4,300人余です。ただ、この通信制も広域が7校ありますので、広域というのは長野県のほかに2つ以上の県、基本的には全国募集の可能な学校で、例えば他の県の中学校を卒業した生徒さんも含めての4,300人というふうにお考えいただきたいと思います。

生徒数は、例えば数年さかのぼってみますと、平成31年度が2,700人、令和2年度が3,100人、令和3年が4,300人で、学校数も増えてきておりますが、それにまして生徒数も増えているというのが現状です。鷲澤委員がおっしゃるとおり、中学を卒業した生徒の中で通信制に進む子というのはどういう傾向なのかというのは確かにあります。ただ、今はまだ、通信制に進む子がどんどん増えているというのが現状で、これはたぶん長野県に本校がある学校もそうですし、例えば長野県内の中学校を卒業して、他県に本校がある学校、ここは長野県の統計としては拾えないところなんですけど、他県の高校

の長野校へ進む生徒もいます。そこらは統合的に説明ができないので、全体像はお見せできなくて申し上げられませんが、現在通信制の高校というのは増えてはいます。ただ、そういう意味で、既存の学校を不当に圧迫して、食い合っという状況にはないと思いますが、いずれ確かに、そういうときが来るのかなとは考えており、懸念はごもっともだと思います。

○鷲澤委員

ということは、この10校というのは、長野県内に本校があるという学校ですね。

○事務局（小池課長）

そうです。

○鷲澤委員

それ以外に、他県に本校があって、分校みたいな形で長野県内にあるところに通っている生徒の数は分からない、ということですね。

○事務局（小池課長）

各中学校の進路指導の統計みたいのがもしあれば、教育委員会ならもしかしたら分かるかもしれないです。中卒ベースで、どこに進学しましたか、通信制か全日制かというのはあるかと思えますけど。

○鷲澤委員

高校を中退して、こういう通信制に移る子もいるわけですね。

○事務局（小池課長）

もちろんです。それもかなりの数あると思います。

○鷲澤委員

少子化の中で、これだけやっぱり通信制に通う子が増えているということは、ほかの全日制の高校の人数が減っているということですよ。少子化の問題以上に。

○事務局（小池課長）

これちょっと、議論がずれてしまって申し訳ないんですが、中学卒業時の選択肢として、数字でお見せできないのがもどかしいんですけど、通信制を選択する生徒も確かに増えています。パーセンテージで数年見ると、増えてきていたと思います。そのほか、今、委員がおっしゃったように、全日制高校に進んだうえで、やっぱりそこで学べないという生徒で、昔だったら退学してそれっきりになった子が、今、新しい選択肢として通信制を選択できるようになっていますので、そういう意味での受け皿として通信制と

いうのは機能しています。

中学校時代の不登校経験の子、それから、全日制高校で通えなくなっちゃったけど、高校教育を受けたい、という子の受け皿、それからもちろん、従来であれば働きながらというのが本来の姿でしたので、そういった子も学ぶ場になっていると思います。統計が本当はあって、お見せできると良いんですけど。

○鷲澤委員

いずれにしても、相当、これからまだまだ、こういう通信制に通いたいという生徒が増えるという見通しはあるということなんですね。

○事務局（小池課長）

何年先までかは分からないんですが、ここまでの流れを見ると、増え続けてきているという事実はあります。

○鷲澤委員

ありがとうございます。

○議長（児島会長）

はい、ただいまの御質問いただきまして、それに対して事務局の方から御説明いただいたわけですが、また何かそれ以外に御質問、御意見等ございましたら出していただきたいと。どうぞ、お願いいたします。

はい、先に平林委員の方から、お願いいたします。

○平林委員

教職員の給料について、意見です。実際どれくらいの時間を拘束されるのか。専任で雇う教員の年収が●●円くらいなんですよ。この計画でいったときに、教職員の給料が年収●●円は月に●●円くらいで、手取りで●●円いくかいかないかくらいの計算になってしまうんですけど、給料はそのあと上がらないのか、これくらいの給料でないと教員が雇えないような環境なのか。

私、学ぶ場所があることはとてもいいことだと思うんですが、人件費に割く割合があまりにも少なく、この計画で経常経費を計算しているということ自体が、学校経営していくのに適切なのかどうかということが疑問に思いました。このお給料で教員を雇って、ましてや問題のある、精神的にフォローがかなり必要であると思われる学生さんたちに対して、仕事をしていただける先生方の給料としては、いかがなのかなと思うんですけども、学校教育におけるそのところは不勉強でいけないんですが、私としてはちょっと数字を見たときに、どこか問題がないかっていうふうに感じました。以上です。

○議長（児島会長）

どうぞお願いいたします。

○事務局（小池課長）

給与が低いのではないか、という御指摘ですよね。学校にも聞きとりはしたのですが、当初はこれで始めたいということでした。その後、昇給は考えてはもちろんいるけれど、当面はこれだという回答でした。今日の審議会での御意見がありましたので、その懸念は伝えて、二次審査のときにさらに学校からどういう答えがもらえるかというのは、確認したいと思います。

○議長（児島会長）

はい、ただいま事務局の方から申請者の方にお伺いして、また、二次審査のときに説明があらうかと思いますが、それでよろしいでしょうか。

百瀬委員。はい、どうぞ。お願いいたします。

○百瀬委員

通信制ということで質問したいのですけれども、不登校になり通信制を選ぶ、そして、知識として教育を受けるということはもちろん必要なことだと思うのですけれども、正直なところ、通信制ということは人とのコミュニケーションをとるといような機会があまりないのかなと感じます。当然高校を卒業した後、社会に出ていく場面が出てくると思うんですが、その社会への適応能力をどうつけるか、ということを学校としてはどういうふうに教育のなかで考えておられるのか、そこをお伺いしたいと思っております。

関係資料を見させていただくと、総合コースの中にキャリアデザインというような項目はあるのですけれども、このキャリアデザインの中で、自分として生きる道を見つける、ということは見てとれるんですが、人は一人では生きられないということを考えたときのコミュニケーションをどう図っていくのか、こんなことが教育の中で何か盛り込まれる要素があるのかどうか、ここを教えてくださいたいと考えています。以上です。

○議長（児島会長）

事務局の方、よろしいですか。

○事務局（小池課長）

はい、ありがとうございます。通信制なので自分で勉強してレポートを出してというのが基本になっていきますが、御懸念はごもっともだと思います。そういった意味で、確かにちょっとまだ計画が煮詰まっていない部分もあります。

先ほど設置趣意の中でも、具体的にどうやるのかまではまだ落とし込めていない向きはあると思いますけれども、農業体験だとか地域のボランティア体験ということで、更府小学校の跡地、その地域のの方々と交流をしながら、対人コミュニケーションの部分を補っていきたいというお考えのようです。

○議長（児島会長）

ただいま御説明いただきましたけれども、百瀬委員さん、よろしいでしょうか。どうぞお願いいたします。どうぞ。

○百瀬委員

通信制なので、当然、限られた枠ということの中で、実施できる項目は少ないとは思いますが、先ほど平林委員のお話にもあったんですが、限られた体験をやった中で、コミュニケーション能力等がそのまま身につくということは難しいかなと思ったときに、通信制教育といえども、先生との関係性の中で培っていくものはきっとあるかなと考えます。私もこの給与面等を含めたときに、先生がどれだけここに、熱と力を入れて対応できるのかということ、ちょっと難しいのではないかなと感じるところもあるので、これは意見なのですけれども、やはり、問題を抱えている生徒さんだけに、しっかりその生徒さんたちに社会適応能力が身につくような御指導をいただけるよう、学校としてもお考えいただけたらよろしいのではないかなと感じております。

○議長（児島会長）

よろしいでしょうか。お願いいたします。

○事務局（小池課長）

学校の生徒さんに対する、大変ありがたい意見をいただきましたので、その旨申請者に伝えます。伝えて二次審査の際に、具体的にどうするか、それから、先ほどの平林委員の御指摘にもあったとおり、教員の質の問題にも関わってくると思いますので、どういった教育を提供できるのかというところは、二次審査に向けてもう一段詰めたと思います。

○議長（児島会長）

はい。事務局の方で、二次審査に向けて、また御説明をいただけるということですので、それでよろしいでしょうか。

それ以外になにか、御質問、御意見等はございますでしょうか。

特にないようでしたら、ステップ高等学校の設置につきまして、承認して差し支えない旨、答申することとさせていただきますが、よろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○議長（児島会長）

はい。それでは承認して差し支えない旨、答申することとさせていただきます。

長野俊英高等学校通信制課程

○議長（児島会長）

続きまして、私立高等学校通信制課程の設置の二次審査につきまして、これを議題とさせていただきます。

資料4の「長野俊英高等学校について」、説明をお願いいたします。

なお、この事項につきましては、窪田委員は、本諮問事項に係る申請者となっております。私立学校法第15条及び本審議会運営規則第10条により、審議会委員は自己に関係する学校の議決に加わることができません。議事審査の間、しばらく御退出をお願いいたします。

<窪田委員オンライン会議から退出>

○議長（児島会長）

はい。それではお願いいたします。

○事務局（小池課長）

資料4をお開きください。これも昨年一次審査をいただきまして、今年度二次審査であります。小林委員に現地調査を行っていただいておりますので、後ほど小林委員から御報告いただきます。

設置趣意であります、7ページをお開きください。昨年度と同様であります、建学の精神として「地域の若者にあまねく等しく高校教育を受ける機会を与えたい」というものであります。2番目の「通信制課程の設置」に係る趣意であります、2番の後ろの方ですが、「不登校生支援、学びなおし支援、心身に困り感を持つ生徒への支援」など全日制高校では手厚い支援を行っていましたが、それでもなお全日制課程の学習に適応できず、転退学により卒業を断念する生徒も出てきているということでもあります。そういった生徒さんたちの学びを継続する機会を保障する手立てとして、狭域通信制高校を設置したいというものです。

1ページにお戻りいただきまして、学校は2の（3）にありますとおり、教育区域は長野県だけの狭域通信制であります。

位置は、長野市篠ノ井御幣川の長野俊英高校全日制に併設いたします。開設は令和4年4月1日。設置者は御覧のとおりであります。現在全日制には541人が在籍しております。

編制ですが、高等学校通信教育課程によりますと、収容定員は240人以上となっておりますけれども、120人の学校としてスタートするというものであります。高等学校通信教育規程のただし書きを適用するものであります。

2ページにお移りいただきまして、「教職員組織」であります、副校長を専任で置き、もう1名は令和6年の時点で教員1名を専任で置きますが、基本的には全日制高校

との兼任の先生で対応するというものであります。

「校地」については、全日制と共用。「校舎」については全日制と共用する部分のほか、現在、校舎の新設を行っているところであります。

3ページにお移りいただきまして、新校舎の整備状況であります。完成予定が12月25日を予定しております。調査時点で工程どおり進捗をしております。業者さんからの聞き取りベースでいきますと、半分程度の進捗ということで新校舎と既存の共用部分を合わせて進捗率を計算しますと89%程度の進捗だということであります。

「校具、教具等」は令和3年度に購入をする予定でありまして、開設費は●●が経費を賄うということであります。

「授業料等」につきましては、3ページの5に記載のとおりであります。1単位1万2,000円ですので、仮に25単位で計算しますと、年間30万円程度の授業料がかかるということであります。

4ページにお移りいただきまして、「生徒見込み」であります。学校としますと定員120名で設定いたしますが初年度は●人。5年度が●人、3年目で●人が埋まるという予定です。別綴りの設置申請書の方には書いてありますが、現在の全日制の長野俊英高校の方から転学退学を余儀なくされる生徒さんがかなりの数があります。その生徒さんたちの●割程度が通信制の方へ転学してくるだろうという想定で●人。その他、他の学校ですとか、中学校時代不登校だった生徒を受け入れて●人で最初スタートする。これは計算上で卒業生の減りは見込まれてないので、4年度の●人足す●の●人がそのまま進級するということになってはいますが、卒業生もいるので少し減った分はまた受け入れも可能だということであります。

収支計画上は当年度初年度から●●になってはまして、教員の人件費が●●に出ています。これはほぼ全てが全日制の先生が兼務するというので、その分で人件費が●●に出ているということでもあります。

自己資金は学校法人としての●●で賄っていくということでもあります。

簡単ですが私からの説明は以上であります。

○小林委員

それではご説明をいたします。その前に先ほど鷲澤委員からご指摘があったんですけども、長野県下にはうちも含めて私立高校が25校あります。その中で通信制を持っているところもあれば、持っていないところもあるんですけども、通信制を持っている高校は10校ということになります。それで、通信制は私立だけではなくて公立高校にも通信制がありまして、長野西高校にはありますし、あと松本筑摩高校と公立に2つあるということは、情報として最初にお伝えをしたいと思います。

それでは現地調査についてご報告をいただきます。去る10月7日木曜日、私学振興課小池課長を始め、事務局の先生方と長野俊英高等学校通信制課程の開設に向けた準備状況について現地調査を行いました。

現在北信地域にある高等学校で通信制を置く高校は公立高校である長野西高校1校

のみとなっており、本件が認可されれば私立高校としては長野俊英高等学校がその先鞭をつけることとなります。窪田理事長先生の御慧眼、御英断にはただただ感服するばかりであります。

現地調査当日は、篠ノ井学園理事長窪田英一先生、全日制の山岸薫校長先生、同校教務主任の今井裕一先生などの諸先生より御説明を賜りました。

はじめは立地条件です。長野俊英高等学校通信制課程は長野市篠ノ井御幣川の長野俊英高等学校全日制普通科校舎に隣接した校地内に設置されます。そのため、全日制と通信制の施設の共用は比較的容易であります。在校生の大半は最寄りの駅となる篠ノ井駅から徒歩で通学しております。一般に不登校傾向を抱える生徒の多くは、他者との関わりを敬遠する傾向があり、それゆえ、フレキシブルに学習形態等、学習時間を自分で選択できる通信制との親和性は高いように思います。おそらく長野俊英高等学校が設置を目指す通信制課程に通う生徒の多くが、不登校傾向の生徒であると考えられますが、全日制に通う生徒と同じ通学路を使うことにはなりますが、登校する時間帯や登校日を見ると、互いに顔を合わせることなく通学ができるように思います。

続いて長野俊英高校さんが実践されている教育内容と通信制課程の収容定員数についてです。長野俊英高校の来歴と沿革をお伺いし、地域の若者にあまねく等しい高校教育を教授する機会を与えたいとする創設者の熱い理念のもと、様々な困難を抱えている生徒や、中学時代に不登校を経験した生徒にもこれまでもそしてこれからも広くその門戸を開いていることがよくわかりました。

私ごときが一言で申し上げるにはあまりにも不遜極まりない限りですけれども、長野俊英高等学校さんは素晴らしい教育実践を地道に積み上げられてこられているとすることができます。地道な教育実践が実を結び、ここ数年来の各部活動での活躍は言うに及ばず、大学進学実績にも目を見張るものがあります。

現在全日制課程で学ぶ生徒の中には不登校傾向を示す生徒も少なからず在籍しており、先生方が手厚い指導をされておられます。そういった生徒の最後の砦、あるいはセーフティネットとして通信制を同校に置き、同校の該当生徒と向き合いたいというお考えのもとに今回の申請が生まれたものと承知をいたしました。

将来的には他の高校からの生徒の受け入れも視野に入れているとのことでしたが、全国から広く生徒を募集することはしないと明言されました。あくまでも指導の手が入る少人数にこだわっておられました。教育効果を高めるために、あえて通信制課程の定員を設置基準よりも少ない120名とされている点は特筆に値すると考えます。

広く広域に生徒を募集するのではなく、あえて狭い地域に限定する狭域の生徒募集だけに、その前途は必ずしも平坦な道のりではないと感じましたが、そこに窪田理事長をはじめとした教職員の先生がたの心意気と教育の本質の一端を強く伺うことができました。

次に指導体制ですが、今まで地道に積み上げてこられた全日制での指導経験を生かすために、教職員の多くが全日制と通信制との兼務となります。これは全日制から移籍する生徒にとってみれば顔見知りの先生からの指導を継続的に、また系統的に受けられる

という安心感が生まれ、該当生徒の学び全体にプラスの影響を及ぼすことは想像に難くありません。

職員は兼務せざる得ない状況ですので、全日制では手厚い習熟度別授業を同時開講しながら効率的に授業をまとめ、担当授業時間数の削減を既に行われておりました。これは業界用語では単位圧縮という手法であります。

特に不登校傾向の生徒への指導は時間割には表記されることはないので、不登校生への目に見えない教師の対応時間も含めた総授業担当時間数の削減は教師の過重労働を防止する意味でも重要であると考えます。

現在全日制では、養護教諭とスクールカウンセラーを複数配置しておられますが、通信制に通う生徒へのサポートも行うことができるとのことで、学習面ばかりではなく、心の面でも生徒を見守る体制ができていたことを確認いたしました。

次に生徒の学習の実際の指導についてです。通信制では生徒は毎日登校する必要はなく、面接指導とレポート作成さらには単位認定試験が学校生活の主な柱となります。面接指導はスクーリングとも呼ばれ、長野俊英高校では火曜日と木曜日に実施します。なお、実技科目である家庭科、芸術、情報の学習は、いわゆる集中講義方式の集中スクーリングという形で行います。そしてレポート作成に関してはインプットが中心となります。つまり、どちらかといえば知識注入型の学びということになります。また面接等では逆にアウトプットが中心となります。つまりどちらかと言えば発信型の学習形態ということになります。このレポートの指導と面接指導をセットで行い、1回完結とされている点が特徴ではないかと思えます。また学校に足が向かない生徒を考慮し、毎回の出席が難しい場合でも学習に遅れがでないように配慮するとのことでした。

次に長野俊英高校通信制の大きな特徴の一つにもなっている「俊英の時間」という意欲的な取組についてです。

通信制課程で学んだ生徒がいざ就職する段になると、全日制課程で学んできた生徒と比べ、人間関係の円滑な構築などという観点に対しては、やや苦手意識を持つことが多いために、さまざまな困難に直面するのが多いのが実情だと思われれます。そのため長野俊英高校では、生徒が地域社会と積極的に関わりを持つことや各種資格試験に挑戦する実践的な経験を通して、生徒が自らのコミュニケーション能力の向上を図るとともに、協調性を育み、さらには自己肯定感を高めていく独自の仕組みを考えられておられます。具体的に言えば、ボランティア活動や外部の資格試験への挑戦、さらには資格取得を俊英の時間として学校の独自性を外部に示すことのできる「学校設定科目」の一つとして単位認定を行うとのことでした。これは一つの高い見識であると思えます。

また、通信制に学ぶ生徒の就職活動に際しては、篠ノ井のハローワークや商工団体など地域に根ざした全日制高校として、これまで培ってきた地域のネットワークを最大限通信制課程に学ぶ生徒にも活用するとのことでした。

次に校舎などの施設設備の整い状況についてです。通信制課程専用の校舎が1棟建築中であります。体育館、保健室、調理室は全日制課程との共用となります。通信制課程専用の校舎には、教室、職員室、相談室などを備える計画です。また教室は全校での行

事や少人数指導に対応するためパーティションは可動式となっており、120人から20人までの集団に柔軟に対応できるとのことでした。建築中の専用校舎は年内に引渡しが入り予定されており、現時点で工期の遅れはありませんでした。体育館や図書館は全日課程の校舎を経由せずに通信制の校舎からアクセスが可能となっていました。保健室やスクールカウンセラーの相談室も同様の配慮がなされており、様々な悩みを抱える生徒にとってみれば安心感を覚えることのできる動線は確保されています。

最後に窪田理事長先生よりお話を伺いました。今回の通信制課程設置申請は志によるものである。全日課程での学びからこぼれ落ちてしまう子どもに学びを継続する機会を保障することが子どもたちのためにも、また世の中のためにもなるという志を抱くに至った。そしてこの志を具現化するため、長野俊英高校がこれまで培ってきた教育実践を活かし、顔が見える関係性を大切にした少人数教育を行う学校としてあえて定員を設置基準より少なくするとともに、他の通信制高校が学校以外の施設に面接指導施設を置き、広く広域から生徒を集めることが多い現状があるにもかかわらず、本校は本校を面接指導施設とし、本校の全日課程に学ぶ生徒を中心に考えた狭域の通信制としている。

また学力というものは学力に社会性と協調性が融合してこそ真の意味での学力となると思う。学力が伸びる教育は当然のこととして、社会性と協調性を高めることが、通信制課程に学ぶ生徒にとって肝要であると考えたと静かな口調で語られました。

私は教育者としての気概を窪田理事長先生のお言葉に感じとることができました。結びの言葉は、開校当初の数年間の様々な苦労は覚悟の上であるという言葉です。久しぶりに気骨ある教育者に会えた一日でありました。

私自身、私学に関わるものとして、実に学ぶことが多い一日となりました。来年4月から通信制高校として生徒を受入れる体制が整っていることを確認いたしました。報告は以上です。

○議長（児島会長）

ただいま事務局から御説明をいただき、また、小林委員さんからの現地調査結果につきまして、御報告をいただいたわけですが、この件に関しまして、御意見、御質問等ございましたら御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

○百瀬委員

小林委員のお話を伺って、私も非常に感銘を受けました。やはり通信制といえども社会にどう適応していくかというところを考えてこそ教育をしていただく意味があるのかなあと感じましたし、今実際私どものような経営者として働く方たちを受け入れる中では、結局のところ知識をどれだけ持っていたとしてもコミュニケーション能力や適応能力がないと結局働くことが続けられないという事態に陥ったりすることが往々にしてありますので非常にこの学校の理念とするところが素晴らしいと思いますし、この学校に行かれるお子さんは非常に幸せな教育を通信教育としても受けられるのではないかと

うふうに感じたので意見を言わせていただきました。ありがとうございました。

○議長（児島会長）

その他何かご意見ご質問等ございますでしょうか。特によろしいでしょうか。特に御意見等がなければ、長野俊英高等学校通信制課程の設置につきまして、認可して差し支えない旨答申することといたしたいと思いますがよろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○議長（児島会長）

御異議ないようですので、認可して差し支えない旨を答申することとさせていただきます。

窪田委員は再度入室をお願いします。

<窪田委員入室>

長野日本大学高等学校

○議長（児島会長）

次に諮問事項の私立高等学校の学科の設置を議題とさせていただきます。資料5「長野日本大学高等学校について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（小池課長）

資料5であります。これは高校の普通科に関する制度改正に関わりますので、普通科の制度改正に関する説明を先にさせていただきます。前提条件として御理解いただいた方が、話がスムーズだと思います。申請書綴りの21ページお開きください。

文部科学省の説明資料であります。高等学校改革についていくつかポイントがございますが、その中の3番目として、「普通科改革」というものがございます。資料の左側を御覧いただきますと、制度改正の概要であります。現状として2点掲げてございます。右側の方が、特に進学校が多いわけですが、文系理系にわかれてしまう。そうすると学ばない領域も出てきてしまうということで、それに対する方策として総合的な探究の時間を軸にした学びが必要であろう。2点目の左側の方ですが現状が普通科というのが一斉的画一的な学びが行われているという印象があるということで、学校として学科としての特色や良好だし、表現していくことも必要ではないかという問題意識であります。

下の方から御覧いただきますとページの下半分ですが、現在高等学校設置基準の中では、高校の学科というのは、第5条にありますとおり普通教育、専門教育、それから総合学科の3種類であります。2番目の専門教育は、例えば農業科、工業科、商業科です

とか理数科など専門教育を主とする学科ですが、普通教育を主とする学科は、今は普通科だけあります。ページの上半分に上がっていただきますと、この普通教育を主とする学科の中に普通科以外にも学科を設置しようというのが今回の制度改正でありまして、その一つが「学際領域に関する学科」、それから二つ目が「地域社会に関する学科」、「その他」と普通科を合わせれば4つの学科を設置することが可能になるというものが制度のおおまかな部分であります。

資料に戻っていただきまして、こういった制度改正が国においてなされ、令和4年から施行されますので、長野日本大学高等学校におかれてはこの趣旨を踏まえて、学科を設置したいというものであります。

学科の設置の趣意であります。3ページをお開きいただきます。

設置の趣意書がついてございます。趣意の中の2点目、先ほど文科省の資料にもありました、学校の特色化と魅力化というのは欠かせないということで、6行目ですが、探究創造学科を設けたいというもの。この学科は従来の高校普通科教育の画一的な学びによるゼネラリストの育成、それから大学受験を目的とした偏差値教育とは大きく異なるものだということで自発的な学びの試行錯誤の経験を省察しながら、結論を導く思考スキルを繰り返し実践する。目指すべき人材はスペシャリストの育成、それから尖った人材を育成する学科であるというものであります。設置の趣意の概略はそういったことであります。

お戻りいただきまして1ページ目ですが、名称は全日制課程に置く「探究創造科」ということであります。設置者は御覧のとおりで、3の新学科の設置の時期は、令和4年4月、収容定員は現在の学則は1,050人全員が普通科であります。その定員の一部120人を探究創造科に振り分け、学校全体としての学則定員は1,050人です。これに伴いまして、現在学級編制は24クラス全部が普通科ですが、この3か年で普通科は1クラスずつ減っていき、探究創造科が最終的には3クラスになるということでもあります。カッコ内は生徒数の想定で1クラス●人の募集をするということでもありますので最終的には3クラス●人の学科になるということでもあります。

2ページにお移りいただきまして、「教職員組織」であります。生徒の数は変わりませんので、基本的には現在いる先生を現状どおり確保していくということでもあります。

4の「新学科について」であります。①の概要は先ほど文科省の資料で概略を御説明したとおりであります。①にありますとおり、「連携協力体制を構築する」というのが一つの要件になっております。例えば学際領域に関する学科でありますれば、大学などの機関と一緒にあって、高校の学びを支える組織を構成する。それから地域社会に関する学科を設置する場合には、行政機関ですとか地域の活性化に取り組んでいる機関と一緒にあって学校の学びを支えるための組織を作るというもの。それからもう一つ②の学校設定科目は、普通科は選択なんです。新学科の場合では、その学科の生徒全員がその学校設定科目を履修する。かつそれは3年間で2単位以上やりつつ、総合的な探究と合わせて3年間で6単位以上履修するというのが要件になっております。(2)が今度新しく作る長野日本大学高校の探究創造学科であります。こちらは先ほどの制度

でいきますと「学際領域」と「地域社会」、それぞれの学科を兼ねる学科として設定をする予定であります。要件になっております連携協力体制については「長野日大コンソーシアム」を組成して日本大学ですとか、地域のライオンズクラブ、それから海外インターンシップに取り組んでいる会社などに入ってもらってコンソーシアムを設定する。それから履修科目については、学校設定科目として「サービスラーニング」と、「ソーシャル&エモーショナルラーニング」を設定する。それから総合的な探究の時間は、1年次から3年次まで3単位を設定するというものであります。

文字で書いてあるだけですとイメージが沸きにくいと思います。5ページをお開きいただきますと、高校の方でイメージ図を作成していただきました。「探究創造学科の特徴」ということで書いていただきましたが、右上に「総合的な探究の時間」という枠がございます。これが、探究学習の入門とか、基礎的な部分を学ぶ時間として設定する。ここから、基礎を学んだ上で左下に行っていただきますと、「学校設定教科科目」と書いてありますが、ここで社会的な課題それから地域が有する魅力について、自ら問いを立てながら学んでいくということでありまして。こういった学びを支えるものが右下の「コンソーシアム」というもので、日本大学ですとか地域のライオンズクラブですとかに入っていた体制を構築して総合的な関係ですとか学校設定科目への協力をいただく。そういったことをやり、他の各教科の科目においても、仮説を立てて検証し、まとめて自分で発表するという形の学習サイクルを導入していこうということでありまして。

学校設定科目として考えておりますのは6ページに移っていただきますと、「サービスラーニング」と「ソーシャル&エモーショナルラーニング」という学びを二つの柱として考えてということでありまして。

7ページにお移りいただきますと、「サービスラーニング」とは何かということでありまして、内容はボランティア活動をやる。それはどういったことが今必要かということ意識付けしながらやりますが、具体的な活動としますと、やらされてボランティア活動をやるのではなくて、生徒自らが発案して行動して振り返るということを一連の学びとしながらやりましょうと。期待される効果としますと、現場のニーズに応え貢献する、自分の行為を内省するということ責任感、行動力がある人材を育成するということでありまして。

8ページがもう一つの柱であります「ソーシャル&エモーショナルラーニング」というものであります。内容はライオンズクラブが開発したライフスキル教育をテキストに行うというものであります。具体的な活動として、これは社会で暮らし生きていく上で必要となるスキルを身につけるための科目でありますので、自己意識を理解するとか自己管理をトレーニングするといったことを行っていくと。それによって、自分なりの答えを生み出し自分の生き方を追求できる態度や資質を育むということでありまして。そういったものを学校設定科目として設定して、これを全学科生が必ず履修するということでありまして。

2ページにお戻りいただきまして、この中でコースをさらに2つの設定に分けて履修

していくわけですが、一つが「グローバルプロジェクトコース」として、社会課題の解決ですとか、ひいては起業に結びつくような人材を育成するというコース。それからもう一つは「スポーツカルチャーコース」としてスポーツを自らやるだけではなくて、する、みる、支えるといったいろんな側面からスポーツを深く学んでいくという2つのコースを設定しようというものであります。

普通科教育の制度改正を受けて、チャレンジングに従来の普通科の定員を一部分けて学科を設置するというものであります。説明は以上であります。よろしく願い申し上げます。

○議長（児島会長）

ただいま事務局の方から、長野日本大学高等学校の新学科につきまして御説明いただいたわけですがこれにつきまして御意見、御質問等ございましたら御発言をお願いいたします。

特に御意見ございませんでしょうか。特に御意見がなければ、長野日本大学高等学校の学科の設置につきまして、認可して差し支えない旨答申することとさせていただきますと思いますがよろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○議長（児島会長）

ありがとうございます。それでは認可して差し支えない旨、答申することとさせていただきます。

長野うずら幼稚園／学校法人長野うずら学園

○議長（児島会長）

次に、諮問事項の幼稚園の廃止を議題といたします。これにつきましては、次の諮問事項であります、学校法人の解散と関連がございますのであわせて議題とさせていただきます。

資料6の「長野うずら幼稚園、学校法人長野うずら学園について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（小池課長）

長野うずら学園につきましては、既に園児数の減少により、平成22年4月から休園しております、再開が難しいということで、先生も既におらず園児もいないという状態です。

そのため幼稚園を廃止して、それを運営する学校法人についても廃止するというものがあります。学校法人については資料6-2であります、既に資産も処分済みであり

ますので、残った資産もないということであります。説明は以上です。

○議長（児島会長）

ただいま長野うずら幼稚園のことにつきまして御説明をいただきましたが、何かこれにつきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。御意見がなければ、長野うずら幼稚園の廃止及び学校法人長野うずら学園の学校法人の解散につきまして、認可して差し支えない旨答申することとさせていただきますと思いますがよろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○議長（児島会長）

はい。それでは認可して差し支えない旨答申することとさせていただきます。

上田福祉敬愛学院

○議長（児島会長）

続きまして、諮問事項の専修学校の廃止を議題とさせていただきます。

資料7の「上田福祉敬愛学院について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（小池課長）

資料7であります。こちらは設置者が3に記載のとおり、社会福祉法人敬老園であります。

こちらにつきましても、生徒数の減少により学校運営が困難になったということで、既に教員、生徒とも在籍する方がいない状態であります。

説明は以上であります。

○議長（児島会長）

はい。ただいま上田福祉敬愛学院につきまして、事務局から説明をいただいたわけですが、何かこの説明につきまして御意見、御質問等ございましたら、お願いいたしたいと思えます。

いかがでございましょうか。特に御意見ございませんでしょうか。なければ、上田福祉敬愛学院の廃止につきまして、認可して差し支えない旨答申することとさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○議長（児島会長）

はい。それでは認可して差し支えない旨答申することとさせていただきます。

松本衣デザイン専門学校

○議長（児島会長）

続きまして資料 8 の「松本衣デザイン専門学校について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（小池課長）

松本衣デザイン専門学校でございます。こちらの設置者は公益財団法人青葉であります。廃止の理由といたしますと、時代の変化に合わせた教育を提供することが困難になったというものであります。

ここも生徒募集を既に停止しておりまして、教員、生徒ともに在籍する方はいないという状態であります。説明は以上であります。

○議長（児島会長）

はい。ただいま松本衣デザイン専門学校につきまして、事務局から説明をいただきました。御意見、御質問等ございましたら御発言をお願いいたします。

いかがでございましょうか。特に御意見がないようでございましたら、松本衣デザイン専門学校の廃止につきまして、認可して差し支えない旨を答申することとさせていただきますかと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○議長（児島会長）

はい。それでは認可して差し支えない旨答申することとさせていただきます。

冒頭に申し上げましたけれどもかなり議題がたくさんございますので、ここで 10 分間休憩とさせていただきますかと思っております。よろしく願いいたします。

15 時 55 分再開とさせていただきます。

○百瀬委員

私 16 時以降の出席が難しいため、16 時 10 分ぐらいになったらそのまま退出させていただきますのでよろしく願いします。

○議長（児島会長）

わかりました。

<休憩>

学校法人飯田ルーテル学園

○議長（児島会長）

15時55分になりましたので始めさせていただきます。

続きまして、諮問事項の学校法人の設立に係る寄附行為の認可を議題とさせていただきます。

資料9「学校法人飯田ルーテル学園について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（小池課長）

学校法人の設立に係る寄附行為の認可であります。

資料の1ページの(4)のとおり現在、宗教法人が設置運営しています幼保連携型認定こども園の設置者として、学校法人を設立したいということであります。

設立の趣意は5ページにございますが、ページの中ほど4段落目くらいであります。現在は宗教法人の一部門として、独立の学校法人格を有しない認定こども園であるということ、今後、学校法人として設立すれば、学校法人内部の意思決定により支出することができるようになるということ、より迅速にかつ現場の意見を取り入れて運営ができます。それから外部の人材を理事会、評議員会という形で外部人材を取り入れますのでこういったことで新たな考えが学校運営にもたらされるということを期待しているというものであります。

1ページにお戻りいただきまして、学校法人の位置は飯田市仲ノ町であります。認定こども園と同じ場所に学校法人を設置するというもので、設立代表者は朝比奈晴朗氏、役員はページに記載のとおりであります。

私立学校法上、理事5名以上、監事2名以上、評議員は理事の定数の2倍を超える人数以上ということですので、理事7人、監事2人、評議員は7かける2プラス1の15人以上ということ、15人を選任する予定でございます。

資産につきましては2ページであります。現在設置している宗教法人日本福音ルーテル教会から、校舎、校具等を寄贈いただく予定であります。校地については、無償貸与を受ける予定であるということであります。

現在も認定こども園としては運営をしておりますので、収支計画はそれをベースにしたものであります。収支差は初年度でも●●円の●●が生まれるということであります。

自己資金については、●●からの●●の●●を充てるということです。

説明は以上です。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（児島理事長）

はい。ただいま事務局の方から御説明いただきましたが、これにつきまして御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

いかがでございましょうか。はいどうぞ。

○西片委員

この幼稚園は、現在も幼児教育に御尽力いただいている幼稚園でございます。

学校法人にすることでより地域に根ざして活動していただけるのではないかなと考
えています。本当に幼児教育に、ずっと携わってきた自分たちのスキルを地域の中に広
めていただき、また新しい考えを受け入れながら、御尽力いただける幼稚園だと思いま
すのでぜひ学校法人化を望みます。以上です。

○議長（児島委員）

ありがとうございます。それ以外に何か御意見、御質問等ございますでしょうか。よ
ろしいでしょうか。

それでは学校法人飯田ルーテル学園の寄附行為につきまして、認可して差し支えない
旨答申したいと思いましたが、よろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○議長（児島会長）

はい。それでは認可して差し支えない旨答申することとさせていただきます。よろし
くお願いいたします。

コードアカデミー高等学校

○議長（児島会長）

続きまして、諮問事項の私立高等学校の広域通信制に係る学則の変更を議題とさせて
いただきます。

資料 10「コードアカデミー高等学校について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（小池課長）

ここからしばらくは広域通信制が続きます。広域通信制については、学則変更がすべ
て認可事項となっております。したがってそのすべての学則変更は、審議会の御意見を
諮った上で認可ということになります。他の学校、例えば全日制高校ですとか、狭域の
通信制ですと届出で済むことになっておりますので、内容としますと先ほどの設置認可
とか、実質的な変更を伴うとは限らない内容の認可申請が上がっております。

資料 10 でありますが、こちらは変更理由として記載のとおり、来年度入学生以降の
教育課程の変更であります。

これは、すべての高校に関わる制度改正を踏まえたものですので、資料 2 ページを御
覧いただきたいと思えます。

これも文科省の資料を抜粋したものでありますが、高校の学習指導要領が改訂されま

す。教科、コース、科目構成の見直しということで、記載してありますが、例えば国語であれば「現代の国語」「論理国語」というようなものに科目が再編され、地理歴史科においては、今までは日本史や世界史の断片的な科目しか学ばない生徒もいたので、「歴史総合」「地理総合」という科目が新設されるということなど、科目構成が大きく変わりますので、それに合わせて各学校が教育課程を編成し直すということでもあります。

3ページを御覧いただきますと例えばイメージとすると、こんなような全体構造になっておりまして、4ページ目5ページ目が、各学校の科目であります。右が現行、左が改訂でありますので、学ぶ内容もちろん変わりますが、科目の表記自体変わってまいります。

各学校が自らの学校の教育課程を編成して、学則に記載しておりますのでこの学則を変えらるというものが今回の申請の内容として上がっております。

コードアカデミーの申請内容については別に申請書にも添付してございますが、基本的にはこの内容のみでありますので、資料の説明は割愛させていただきますが、以後出てまいりますすべての通信制高校に共通の内容でございます。

説明は以上であります。

○議長（児島会長）

はい。今コードアカデミー高等学校につきまして、御説明がございましたが、御意見御質問等ございましたら、御発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは御意見等がなければコードアカデミー高等学校の学則の変更につきまして認可して差し支えない旨答申することとさせていただきますが、よろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○議長（児島会長）

はい。それでは認可して差し支えない旨答申することとさせていただきます。

天龍興讓高等学校

○議長（児島会長）

続きまして資料11の「天龍興讓高等学校について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（小池課長）

天龍興讓高等学校につきましても広域通信制ということで、学則の変更の申請が出てきているものであります。内容は先ほどのコードアカデミー高等学校と同様で、教育課程の変更のみでございます。

説明は以上です。

○議長（児島会長）

はい。先ほどのコードアカデミー高等学校と全く同じ内容でございますので、特に問題はないかと思いますが、よろしいでしょうか。特に問題がなければ天龍興譲高等学校の学則の変更につきまして認可して差し支えない旨答申することとさせていただきますがよろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○議長（児島会長）

はい。それでは認可して差し支えない旨答申することとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

さくら国際高等学校

○議長（児島会長）

続きまして、資料 12「さくら国際高等学校について」、事務局から説明をお願いいたします。この事項につきましては、戸枝委員さんが、同学校の面接指導施設の関係者となっております。私立学校法第 15 条及び本審議会運営規則第 10 条により、審議会の委員は自己に関係する学校の審議の議決に加わるできません。議事進行の間しばらく御退出をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

<戸枝委員オンライン会議から退出>

○議長（児島会長）

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局（小池課長）

それではよろしくお願いいたします。資料 12 であります。

またこちらの資料の差し替えが生じまして大変ご迷惑をおかけいたしました。申し訳ございません。

こちらは変更内容が（1）から（4）が面接指導施設の設置、教育区域に関わるもの、それから（5）（6）がコースの設置に関わるもの、それから（7）がすべての高校に共通の教育課程の変更でございます。

学校の概要は記載のとおり、上田市に本校を置く広域通信制高校でございます。

変更の時期は、1 ページの一番下にあるとおり令和 4 年 4 月でございます。

2 ページへお移りいただきまして、「教育区域、面接指導施設等」であります。現

在の教育区域 22 都府県であります。その中にさらに面接指導施設を置くというのが本庄キャンパス、沼津キャンパス、清水町キャンパス、それぞれ埼玉県、静岡県へ施設を置くというもの。それから 2 点目として宮城県以下奈良県まで、教育区域を拡大するというもの。三重県、奈良県につきましては、その県には面接指導施設を置きませんが、三重県であれば愛知県の施設に通う、奈良県であれば大阪府の施設へ通うということです。原則は教育区域の中に面接指導施設を置くように当県では指導しているところですが、例外的に 3 大都市圏においては、交通の便がいいということもあまして、隣県の生徒まで募集できるという扱いにしてございますので、三重県、奈良県も面接指導施設を置かずに教育区域として拡大するということの申請が出ております。

4 点目として現在定員 1,700 名のところ、これらの施設を増やすということで 2,000 人まで定員を拡大したいというものであります。定員については現在既に 1,500 人弱の生徒が在籍しておりますので、まだ延びていくだろうという見込みのもとに定員を超える数にならないように定員を拡大したいということでありました。

2 ページの(3)であります。新設廃止する面接指導施設の概要は記載のとおりであります。宮城県、滋賀県以下それぞれの県にキャンパスを置くというもので、面積基準は定員に対する人数で計算をしますと、基準を満たしているものであります。埼玉県の本庄については 3 ページの一番右端ですが今設置している専門学校在校課程を廃止してしまうということもあって、面接指導施設として契約を解除することに伴うものでございます。

教職員は面接指導の場へ高校から派遣をしたり、各学校にそれぞれ行ったりということで基本的には現有の先生の中で対応できるというものであります。

4 ページは、これに伴うは「収支計画」であります。生徒数の増に伴って収支の●●が増えていくという見込みであります。

7、8 はコースの設定に関わるものですが、5 ページを御覧いただきますと、真ん中に線を引いてあると思いますが、従来、東京校にはありましたが、「美術イラストコース」を本校にも設置するというものであります。それに伴いまして、生徒納付金を学則で設定するというものであります。それから、それに伴う教育課程の変更と東京校に置いてあります総合エンターテイメントコース、美術イラストコース、ペットアニマルコースについて教育課程を変更するというので、6 ページと 7 ページを見比べていただきますと、一番下の方に学校設定教科・科目というところに、「美術実践」「動物実践」「演劇実践」という科目を設定しておりますが、これ従来は、右側の表を見ていただくと、学校設定科目としてではなくて、スポーツとか、声楽とか音楽とかの中にも選択できる科目として設定していたものを別出しして、定義し直すということでありました。

後は他の学校でも共通ですが、国語ですとか地歴などへの教育課程の変更がございません。説明は以上であります。

○議長（児島会長）

はい。さくら国際高等学校につきまして御説明をいただいたわけでございますが、こ

れにつきまして御意見、御質問等ございましたら御発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。特にございませんでしょうか。御意見等なければ、さくら国際高等学校の学則の変更につきまして認可して差し支えない旨答申することとさせていただきます。ただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○議長（児島会長）

はい。それでは認可して差し支えない旨答申することとさせていただきます。

戸枝委員さんには再度入室をお願いいたします。

<戸枝委員入室>

ID学園高等学校

○議長（児島会長）

それでは次に資料 13「ID 学園高等学校について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（小池課長）

資料 13 であります。こちらも 1 ページの変更理由を御覧いただきますと（1）と（2）が、教育区域、面接指導施設に関わるもの、（3）（4）がコースの新設に関わるもの、（5）が全校共通のものであります。

学校は東御市新張に本校を置く ID 学園高校でございます。令和 2 年に開校したものであります。

2 ページを御覧いただきますと、「教育区域、面接指導施設」関係で申しますと、左側の一番下、大阪府他とあるところに清風高等学校を協力校として、教育区域を拡大するものであります。大阪府については先ほども申しましたが 3 大都市圏での特例を認めておりますので、隣接県である兵庫県、京都府、奈良県までを教育区域とするという申請内容であります。

それから東京本部キャンパスの定員を一部増やすということで、これは本校ですとか他の面接指導施設で想定している人数を振り分けるということでもあります。この学校の定員は 1,200 人を設定しておりますが、1,200 名の定員のうち現在は 120 人ということで、ちょっと将来予測も強めなのかなという印象は受けておりますが、鋭意生徒の確保には努めているという説明を聞いております。

新しく設定する面接指導施設ですが、2 の（3）ですが、協力校としての施設は大阪の清風高校の学校をそのまま使って、面接指導については本校の教員が出張して対応する。それから東京の本部キャンパスは現在、1 階 2 階だけのところへ、3 階部分を追加

して、面積を広げるというものであります。

それから3ページへお移りいただきまして、コースの設定を一部変更するというものであります。「通学型」「通信型」とありますが、その中のコース名を一部わかりやすくするというので、従来右側の備考欄ですが「旧ソーシャルコース」「旧週5日コース」と言っていたものを、それぞれ「起業ビジネスコース」「総合進学コース」と名前を改めるもの、それからいろんな学び方を追加するというので一つ「週1日ステップコース」を新設するというものであります。

定員については「旧フレックスコース」、今度新たに「オンライン学習コース」という名前に変えますが、こちらの定員を振り分けて設定するというものであります。

教員の配置は生徒数が大きく変わってくればまた計画は変えるということですが、現状では令和4年度から令和6年度まで同じ人数で対応するというものであります。

校納金については、一部総合進学コースについて、線を引いてありますが通学型プログラム費として、従来33万8,800円だったものを、38万8,800円に変更するというものであります。その他基礎費用として以下の費用が必要ということなのですが、ページの上の方、オンライン学習コースが一番下の費用だけで通学をしておりますが、その他の通学型になりますと、それぞれの上の表の経費が上乘せされるということになります。

収支計画は4ページに記載のとおりで、●●からの事業収入として入っていたり、●●●等で調整している部分もありまして、収支は●●●という形で組んでございます。説明は以上です。

○議長（児島会長）

はい。ID 学園高等学校につきまして、事務局から説明をさせていただきましたけれども、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。特に御意見ないようでしたら、ID 学園高等学校の学則変更につきまして、認可して差し支えない旨答申することとさせていただきます。よろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○議長（児島会長）

はい。それでは認可して差し支えない旨答申することとさせていただきます。

地球環境高等学校

○議長（児島会長）

続きまして資料14の「地球環境高等学校について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（小池課長）

こちらも広域通信制の学則変更でありまして、1ページの「変更理由」のとおり、面接指導施設に係るもの、それから納付金規定を変更するもの、3はすべての学校に共通の教育課程の変更でございます。

学校は2の(3)にあるとおり、佐久市中込に本校を置く広域通信制高校であります。

「3 変更内容」(2)面接指導施設の廃止であります。まず廃止につきましてはそれぞれ提携関係が学則上残っておりますが、伊那ビジネス専門学校は既に、松本衣デザイン専門学校は今回廃止申請上がっているところですが、専門学校を廃止することに伴うもの。それから②として移転する面接指導施設は、現在飯田市主税町に今も施設がありますが、その賃貸借契約が終了したことに伴って、新しく施設を移転するというものであります。

2ページ目にお移りいただきまして、「校納金規定の変更」は、教育充実費を1万円値上げということですがこれは学校経営の必要上、値上げするというものでございます。

これに伴う収支計画は表に記載のところで、収支差を御覧いただきますと、教育充実費の●などに伴いまして収支は若干●●に転ずるということでございます。

説明は以上であります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（児島会長）

ただいま地球環境高等学校の学則の変更につきまして、御説明いただいたわけですが、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

それでは地球環境高等学校の学則の変更につきまして、認可して差し支えない旨答申することとさせていただきますと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○議長（児島会長）

はい。それでは認可して差し支えない旨答申することとさせていただきます。

緑誠蘭高等学校

○議長（児島会長）

続きまして資料15「緑誠蘭高等学校について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（小池課長）

こちらすみません。資料の差し替えがございます。申し訳ありませんでした。

広域通信制の学則変更であります。変更の内容としますと記載の1に記載の3点、科目履修制度の導入、学校設定科目に係る校納金の変更と教育課程の変更でございます。

学校は2の(3)にありますとおり、本校を木曽郡南木曽町に置く緑誠蘭高校でございます。

変更の内容としますと、3の(2)であります。科目別履修制度を導入するというものであります。これは導入理由として記載してあるとおり、高校を卒業した生徒ですが、ちょっと引きこもり状態になってしまう子どもがいて、その子どもに学校として継続的に支援をするために導入するものであります。従前、あえて卒業時期をずらして在籍してもらいながら支援をしていたこともあるそうですが、そうなりますと学費が通常よりかかってしまうということもあって、それならば卒業した後に科目履修生として在籍してもらうという道を開こうというものでございます。したがってこの学校を卒業した生徒に限るという想定で考えております。

2ページ目の校納金ですが、その科目履修生にかかる金額としてこういった設定をするというものであります。ただ、そういう生徒の人数が極めて少ないという想定です。収支への影響は●●ということで収支予算については記載しておりません。

それから(3)の学校設定科目の校納金ですが、いくつかいろいろな科目設定があるわけですが、信州学、ブッシュクラフトについてそれぞれ若干実費徴収的な意味合いもありますので、実際教育を提供していく上でかかるお金を踏まえて変更するものであります。他にもいくつか、例えば伝統工芸体験のような科目設定もありますがそちらについては従前どおり9,000円で据え置いているというものであります。

説明は以上であります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（児島会長）

はい。ただいまの緑誠蘭高等学校につきまして、事務局から説明をしていただいたわけですが、何かこれにつきまして御意見、御質問等ございましたら、御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。特にご意見等ございましたら、緑誠蘭高等学校の学則の変更につきまして、認可して差し支えない旨答申することとしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○議長（児島会長）

それでは認可して差し支えない旨答申することとさせていただきます。

松本国際高等学校

○議長（児島会長）

続きまして資料16の「松本国際高等学校について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（小池課長）

こちらも広域通信制課程の学則変更であります。1ページの「変更理由」の(1)

(2) が施設、区域に関するもの、(3) がすべての高校に共通するものであります。

学校の概要は2の(3)に記載のとおり、松本市村井町にごぞいます松本国際高校全日制と併設した広域の通信制の学校でごぞいます。

変更の時期は1ページ、3の(1)にごぞいますとおり、審議会ですとされ、県が認可すれば12月1日から、先行して一部は変えたいということでありま。

内容としますと、2ページへお移りいただきまして、「教育区域、面接指導施設等」については、(2)の表に記載してごぞいますとおり、既に教育区域になっております香川県、大阪府について新たに面接指導施設を追加するもの。それから、茨城県以下、鹿児島県までは、新たに面接指導施設を置いて、教育区域を拡大するというものであります。

定員については従前の1,000人をそのままとし、中で定員を振り分けて設定するということでありま。

新設する施設について(3)であります、すみません、ここは訂正を口頭で申し上げて申し訳ありませんが、一番下ですが、「令和4年度新設」とありますが、すべて認可されれば、12月1日から施設を設置したいという申請であります。

「教職員組織」については3ページに記載のとおりですが、今の人数に多少増やす部分もごぞいます、基本は今の教員体制で臨むということでありま。

「収支計画」については面接指導施設が増えるということで、●●を見込んでおりますのでその分の収支が●●になるということでありま。

説明は以上であります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(児島会長)

はい。ちょっと私の方の不手際で失礼しました。資料16と17があったわけでごぞいます、同じ学校だから資料16と17と合わせて、事務局の方から説明をよろしく願います。

○事務局(小池課長)

はい。申し訳ありません。資料17についても松本国際高等学校で学則が1本ですのであわせて説明をさせていただきます。

資料17をお開きいただければと思います。

こちらは収容定員そのものを変えるという学則変更であります。変更の理由としますと、記載のとおり普通科の応募者が増加していること。それから、環境福祉科、マンガ・イラスト科の応募者が少ないということでありま。

学校は先ほど申し上げたとおり、松本市村井町にあります。それから「変更時期」は1ページの下(3)の令和4年度から令和6年度にかけて学年進行で変更していくというものであります。

2ページをお開きください。(2)であります、実は昨年も、学則変更をお諮りして認可したところでありまして、(2)の表が二つありますが下に参考とあります方を

御覧いただきますと、昨年の学則変更内容によりますと、Web クリエイター科を令和 5 年度に廃止する。これはもう既に募集停止をしておりますので、現在、令和 3 年の時点では 2 年生、3 年生しか在籍しておりませんが、こういった想定で学則変更したところでもあります。

さらに変更したいというのが今回の申請内容であります。(2) の表の上の方を御覧いただきますと、環境福祉科、マンガ・イラスト科につきましても募集を令和 3 年度までとし、令和 4 年度から募集停止をして、したがって令和 4 年度には 2 年生、3 年生、5 年度には 3 年生のみとして 6 年度には 0 になるという想定で、学則を変更すると。学校としての総定員の変更はしませんで、その分を普通科に振り分けるというものであります。

(3) は、収容定員の変更に伴って学級編成がどうなるかという資料であります。令和 3 年度の時点で普通科は 14 クラス、環境福祉、マンガ・イラストで合わせて 6 の計 20 クラスありますが、令和 6 年度の完成時点になりますと普通科 18 クラスの学校になるということでもあります。2 ページの一番下が参考に今年度 5 月 1 日現在の状況を記載してございますが、1 年生から 3 年生までで 593 人ありますが、Web クリエイター科はもう既に 2 年生、3 年生しかいませんし、環境福祉科とマンガ・イラスト科もそれぞれ●●名から●●名というような在籍生徒数になってございます。

3 ページに移りいただきますと、クラスは減るわけですが、教員は増員するという計画でありまして、兼任の教員が令和 4 年度では 8 人のところ、令和 6 年度には 10 人にするという計画になってございます。生徒の応募状況に合わせて学校の中の学科を普通科に集中したいという申請内容でございます。

御審議よろしくお願いいたします。

○議長（児島会長）

大変失礼をいたしました。資料 16 と 17 につきまして合わせて、事務局から御説明をお願いしたわけでございますが、何かこれにつきまして御意見、御質問等ございましたらお願いをいたしたいと思っておりますがいかがでございましょうか。はいどうぞ。

○窪田委員

はい。お願いいたします。

通信制の申請書の方の資料 16 です。そちらの 14 ページをお願いします。

学納金の内訳表のところですが、県内校の●●●が 1 人当たり●●円、県外校が 1 人当たり●●円で●●人、●●円と大変大きな額ですが、学則の学納金のところに「●●●」というのが出てないわけです。

また、県の方に提出している申請書の収支予算書の方にも、「●●●」というのは入っていないのですが、まず一つは「●●●」というのはどういうものかという御説明をいただきたいということと。もう一点は、広域の通信制においてはこのようなものが他校でもあり得るのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（児島会長）

はい。事務局でおわかりになりますか。

○事務局（小池課長）

御質問は、この●●●とは何かということと、それから他の学校で似たようなものがあるのかということですが、●●●についてこちらで把握していませんので調べて後ほど回答いたします。文書で各委員にお送りするようにしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（児島会長）

今の御質問に関しましては、調べて委員に文書でお送りするというところでございますので、それでよろしく願います。それ以外に何か質問等ございますでしょうか。

○平林委員

お聞きしたいんですけど、新設する面接指導施設の概要の中で、教員のところに「本校教員による」と書いてあるんですけど、遠方の面接指導施設に本校の教員が直接行かれるのでしょうか、それとも Web なんでしょうか。それが知りたいです。

○事務局（小池課長）

面接指導施設に、面接指導の日に本校から教師がリアルで行くということです。全日制高校と違いますので、例えば、面接指導のある時、しかも集中スクーリングの期間を設定して行いますので、その期間に集中して行くということです。日々、毎週毎日行ったりしているわけではないです。

○議長（児島会長）

よろしいですか。

○平林委員

ありがとうございました。

○議長（児島会長）

それ以外に何か質問等ございますでしょうか。はいどうぞお願いいたします。

小林委員さんどうぞ。

○小林委員

ちょっとショックなのは日本が誇るマンガ、アニメなのにですね、てっきり生徒さん集まるとして作られた学科にも関わらず、生徒が来なかったという、来なければしよ

うがないんですけども、そのあたりの理由は、もしお聞きになっていれば教えていただきたいです。

○議長（児島会長）

何か聞いてらっしゃいますか。

○事務局（小池課長）

マンガ・イラスト科が求められていない理由は申し訳ないですが確認しておりません。

ただ、説明がちょっと足りませんでした。マンガ・イラスト科については、普通科内にコースとして存続をする予定でありますのでそういう生徒さんについては引き続き教育を提供できるということを伺っております。

○小林委員

ありがとうございました。

○議長（児島会長）

それ以外に御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは松本国際高等学校の2案につきまして、それぞれ認可して差し支えない旨、答申してよろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○議長（児島会長）

それでは認可して差し支えない旨答申することとさせていただきます。

大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校松本校

○議長（児島会長）

続きまして私立専修学校の目的の変更を議題とさせていただきます。

資料18の「大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校松本校について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（小池課長）

資料18であります。大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校松本校の目的の変更ですが、これにつきましては、学校は2に記載しているとおり、松本市本庄にある学校であります。5の「変更理由」とおり生徒数が減少したことにより、教育・社会福祉専門課程介護福祉学科の廃止に伴うものでございます。

「変更の内容」が6に記載のとおりで、この分野を削るというものであります。

裏に行っていたきまして、右左で見させていただきますと、現在と新たな状態を御覧いただけますが、校名の「福祉」を削り、(2)の「課程・学科・定員」の部分については介護福祉学科をとり、「教職員組織」についても同様でございます。

なお、ページの一番下にありますとおり、介護福祉学科の生徒数は既に令和3年度で0人ということでございます。

説明は以上であります。ご審議をお願いいたします。

○議長（児島会長）

はい。ただいま大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校松本校につきまして、説明いただいたわけでございますが、これにつきまして御意見、御質問等ございましたらお願いをいたしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

特に御意見等ございませんでしたら、大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校松本校の私立専修学校の目的の変更につきまして、認可して差し支えない旨を答申することとさせていただきますと思っておりますがよろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○議長（児島会長）

はい。それでは認可して差し支えない旨答申することとさせていただきます。

その他

○議長（児島会長）

以上で本日予定されました諮問事項の審議は全て終了いたしました。

続きまして、会議事項のその他の「通信制高等学校通信教育連携協力施設の設置認可に係る審査基準の制定について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（小池課長）

次の「同時に授業を受ける一学級の人数40人以下」に係る指導基準案と二つ合わせて説明してよろしいでしょうか。

○議長（児島会長）

はい、どうぞ。その次に「同時に授業を受ける一学級の人数40人以下」に係る指導基準（案）について」があるわけでございますが、これも同時に事務局の方から説明をしたいということでございますのでよろしくお願いいたします。

○事務局（小池課長）

これは学校の設置認可に係る諮問そのものではありません。ただ、設置認可に係る、

また指導に係る基準でありますので、ぜひ審議会の皆様の御意見をお聞きしたいということで議題とさせていただきます。

ただ今日かなり長時間にわたっておりますので、次回12月にもう一度審議会がありますので、その時に改めてお時間をいただいて御意見を賜ればと考えております。

内容は非常に複雑なものですから、今日少し説明を差し上げたかったんですがちょっと時間もないので、本日は概略だけ説明をさせていただければと思います。

資料についてはまた12月に同じものでやりたいと思います。

まず1点目の通信制の審査基準であります。

資料が3冊ほどセットになったものですが、これは国において、通信制教育の質保証という関係で議論がなされて、それに伴って国が定める設置基準が改正されたものであります。なお、通信制高校についてはその後もいろいろ報道があつて、通信制の質保証については、国が直接関与する方向で検討するというような報道もありますが、その辺についてはまだ未確定であります。

ただ、我々とする、国が制度改正として既に確定した部分について、令和5年度から学校に適用するために来年度から適用する審査基準を策定して、令和5年度から開設する学校について、来年の審査はこの新しい基準で行いたいというものであります。

国の制度概要を表のところに記載しておりますが、3点ありまして、「教育課程の編制・実施の適正化」ということで、今まで明確に書いてなかった面接指導を同時に受ける生徒40人にするということですか、2点目の「サテライト施設の教育水準の確保」、3点目は「主体的な学校運営改善の徹底」ということです。県の審査に大きく関わってまいりますのは、2番目の「サテライト施設の教育水準」であります。これに合わせて右側に矢印を引っ張っていますが、県の基準を改定したいというものであります。

サテライト施設は、特に広域通信制の場合、他県にもまたがる施設を設定しますが、通信教育の高等学校については、表の上にあるとおり、実施校本校で行う教育の他に、「通信教育連携協力施設」という今度新たな定義がなされましたが、その中に「面接指導等実施施設」として4類型、そして従前は私塾扱いで学校教育にまったく位置づけてこなかった、いわゆるサポート施設と呼ばれているものを「学習等支援施設」として定義付けるというものであります。

それぞれ学校教育の内容として何をやっているかというのは、表の左側を見ていただくと、通信制教育としては3点。添削、面接、試験という、この3点セットで通信教育がなされるわけですが、面接指導施設であれば、添削指導はその場ではやらない。ただ面接指導と試験をやります。学習等支援施設であるサポート施設については、通信制教育は一切やらないが、その他の学習支援を行うという施設として定義されています。

基準の内容については、2ページ以下にございますので、次回またちょっと説明を補足した上で御意見を伺いたいと考えておりますが、委員の皆さんには、お時間あればその間に資料の3冊目、表題で言いますと「通信制高等学校通信教育連携協力施設の御意見・御質問と県の考え方」という資料をつけております。これは今回の審議会に先立って、通信制高校を設置している学校法人、設置予定の学校法人に意見照会をして、御意

見があったものに対して県としての考え方を整理したものであります。こちらの資料を読んでいただければ少しは雰囲気わかる、御理解いただけるのかなと思います。

これを踏まえて細かい規定になっておりますけど、新旧対照表をつけてございます。基本線は通信制高校が設置する面接指導施設について、今、県が設けている基準はそのままとし、国が新たに設けてきたガイドライン等の中でも注意喚起が必要なものを県の基準に取り込むこととしてございます。できましたら、「御意見・御質問と県の考え方」にお目通しいただいた上で12月に御意見をいただければと考えております。

それから、もう一つの議題として今日を予定しておりましたが、こちらについても12月に改めて御意見を賜りたいと考えておりますが、同時に授業を一学級の人数40人以下についてでございます。

これは学校の設置基準なので、基本は学校を設置するときの基準として授業は40人以下ですよというのは決まっていますが、学校設置した後もこの基準は守らなければいけないということになっておりまして、5ページにありますとおり、文部科学省が定めている設置基準では、第7条で「40人以下とする。ただし特別な事情があり、教育上支障がない場合はこの限りでない。」と書いてございます。ただし書きについては、文科省の通知で、3の(4)にありますとおり、入学者選抜に伴う特別な配慮、私立学校というのは経営を確保する上でも、入学者選抜で少し多めに取らないと入学を辞退される方もいるので、最終的に入学者が見込みづらいという特別な事情もございまして、それから教科、科目選択で教室の確保が困難な場合等については、教育上支障がない場合は40人を超える学級編制も認められるという基準になっております。

それを踏まえて、1ページ目にお戻りいただきますと、実はこの春、県内のある学校で一クラスが49人になっているということがありまして、原則40人、例外で40人を超える編制が認められるとは言いながら、49人というのがいいのかという問題意識を持ちました。県としても、どこまでいいのかという基準を明確に定めていなかったこともありまして、今後、あらかじめ学校と県とで共有できる基準を明示しておけば、各学校においても、こういったことを防げるのではないかという問題意識のもとに新たに指導基準を作って学校と共有したいという趣旨であります。

内容については40人を超える学級編制は確かに明文で認められていますが、さすがに45人以上となった場合には45人未満に学級編制をし直してくださいという指導を県ともし、併せて経常費補助金も45人以上の場合には減算をセットで行うということと考えてございます。

こちらについても、これに先立って、各学校、これは小中高に関わりますので、それぞれの学校の設置者へ文書で意見照会をしました結果が別冊に、「御意見と県の考え方」としてまとめてございます。できましたらこちらにお目を通していただいた上で次回12月に御意見を賜りたいと考えております。

今日は中身の細かい説明をする時間がありませんので概略だけ申し上げ、申し訳ありませんが次回の議論の時にお時間いただければと思います。

○議長（児島会長）

はい。ただいま 2 件につきまして事務局から御説明をお願いしたわけですが、時間等の関係もございしますので、ただいま事務局から説明をいただきました 2 件につきましては、次回の審議会 12 月に予定されておりますが、そこにおきまして、委員の皆様方から御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で本日予定されました会議事項はすべて終了いたしました。

委員各位から何かございましたら、お願いいたしたいと思っておりますがいかがでございましょうか。よろしいですか。

なければ、これで予定された会議事項は全て終了いたしましたので、事務局にマイクをお返しいたしたいと思っております。御協力ありがとうございました。

4 閉会

○事務局（熊谷補佐）

（説明）